

平成30年度決算に係る

定期監査調書

令和元年5月

中部総合事務所福祉保健局

## 目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	組織及び業務調べ	1頁
4	職員の定員、現員調べ	2頁
5	役付職員の調べ	2頁
6	主な事業に関する調べ	3頁
7	収入証紙取扱額調べ	9頁
8	収入事務処理状況調べ	10頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	12頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	13頁
11	不納欠損額調べ	13頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	16頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	20頁
14	財産に関する調べ	21頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	22頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	22頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	22頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	寄附物件の受納状況調べ	22頁
19	備品の処分状況調べ	23頁
20	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	23頁
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
○	意見、要望等	23頁

21	介護保険・介護サービス事業の状況	24頁
	(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
22	障害福祉サービス事業等の状況	25頁
	(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況	
	(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況	
	(4) 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況	
23	心と女性に関する相談状況	27頁
24	障がい者福祉の状況	27頁
	(1) 身体障がい者福祉の状況	
	(2) 知的障がい者福祉の状況	
	(3) 精神障がい者福祉の状況	
25	児童福祉の状況	29頁
	(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
	(2) 届出保育施設に対する指導監査の状況	
	(3) 母子世帯の施設入所状況	
26	母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況	31頁
	(1) 母子・父子自立支援員活動状況	
	(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
27	生活保護業務	35頁
	(1) 保護申請等の状況	
	(2) 保護の状況	
28	社会福祉施設に対する指導監査の状況	36頁
29	特定給食施設に対する指導の状況	36頁
30	食品表示に関する指導の状況	37頁
31	健康に関する事業の実施状況	37頁
	(1) 健康づくり文化創造事業	
	(2) 女性の健康づくり支援事業	
	(3) 母子保健事業	
	(4) 思春期保健事業	
	(5) 不妊治療費助成金交付事業	
	(6) 食育推進普及事業	
	(7) 歯科保健事業	
	(8) がん対策推進事業	
	(9) がん患者社会参加応援事業	
	(10) 医療相談等対応状況	
32	医療施設等の検査等の状況	42頁
	(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
	(2) 薬事監視の状況	

33	感染症等に関する業務の状況	44頁
	(1) 結核予防の状況	
	(2) 感染症の発生等の状況(結核を除く)	
	(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	
	(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況	
	(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況	
34	原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	46頁
35	難病患者の状況	46頁
	(1) 受給者証所持者の状況	
	(2) 難病事業の実施状況	
36	健康教育	47頁
37	身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	47頁
38	身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	47頁
39	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	48頁
40	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	48頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1) 指摘事項 該当なし
- (2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

課 名	係(担当)名	課 の 主 な 所 掌 事 務
地域福祉支援課	総務企画担当	(1)福祉のまちづくりの推進に関する事 (2)民生委員及び児童委員に関する事 (3)社会福祉統計に関する事
	指導支援担当	(1)社会福祉施設及び児童福祉施設の指導監査に関する事 (2)介護保険に関する事 (3)社会福祉施設及び児童福祉施設の許認可に関する事
	保護担当	(1)生活保護に関する事 (2)生活保護法に基づく医療機関の指定に関する事 (3)行旅病人及び行旅死亡人に関する事
	母子高齢者担当	(1)母子及び寡婦の福祉に関する事 (2)児童及び老人の福祉に関する事 (3)助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関する事
障がい者支援課	障がい者支援担当	(1)身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関する事(2)障がい者福祉に係る連絡調整に関する事 (3)農福連携の推進に関する事
	心と女性の相談担当	(1)要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関する事 (2)DV等の心の健康相談に関する事 (3)婦人相談所に関する事
	精神保健担当	(1)精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事 (2)ひきこもり等の心の健康相談に関する事 (3)アルコール依存症等の対応に関する事
健康支援課	医薬・疾病対策担当	(1)医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事 (2)麻薬、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関する事 (3)感染症の予防・相談に関する事
	健康長寿支援担当	(1)健康増進対策・在宅医療介護連携の推進に関する事 (2)がん対策に関する事 (3)生活習慣病の対策に関する事 (4)栄養の改善及び指導に関する事 (5)歯科保健に関する事

#### 4 職員の定員、現員調べ

(平成31年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
		当該年度	30.4.1現在	当該年度	30.4.1現在	当該年度	30.4.1現在	当該年度	30.4.1現在	
	定員	22	22	15	15	0	0	37	37	
	現員	(0) 22	(0) 22	(0) 15	(1) 16	(0) 0	(0) 0	(0) 37	(1) 38	
	過不足(△)	0	0	0	1	0	0	0	1	
	臨時職員	1	0	0	0	0	0	1	0	・国民生活基礎調査1
	非常勤職員	9	8	3	3	—	—	12	11	・就労支援専門員1 ・母子自立支援員1 ・農福連携推進コーディネーター1 ・事務非常勤6 ・嘱託医師3

#### 5 役付職員の調べ

(平成31年5月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
福祉保健局長	(兼) 新 貞二	1年 1月	兼務 中部福祉事務所長、中部身体障害者更生相談所長、中部知的障害者更生相談所長、婦人相談所次長
副局長	(兼) 小 濱 洋 明	4 1	兼務 中部福祉保健局地域福祉支援課長、中部地域振興局参事、中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事(3年2月)
参事監	(兼) 吉 田 良 平	11 9	兼務 倉吉保健所長、中部身体障害者更生相談所参事監、中部生活環境局参事監  (本務) 西部総合事務所福祉保健局
地域福祉支援課課長補佐	(兼) 片 山 諒 一	1 1	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐
課長補佐	(兼) 中 村 進	6 1	兼務 中部福祉事務所課長補佐
障がい者支援課 課長	(兼) 河 原 英 徳	1 1	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事、中部身体障害者更生相談所参事、中部知的障害者更生相所参事、婦人相談所参事
課長補佐	(兼) 北 村 勇 治	— 6	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相所課長補佐
課長補佐	(兼) 山 本 宗 信	— 1	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相所課長補佐
課長補佐	(兼) 谷 野 真 由 美	— 1	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相所課長補佐
課長補佐	(兼) 市 橋 千 重	1 1	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、婦人相談所課長補佐
健康支援課 課長	(兼) 坂 本 光 隆	— 1	兼務 倉吉保健所参事
課長補佐	(兼) 塚 田 修 一	— 1	兼務 倉吉保健所課長補佐
課長補佐	(兼) 谷 口 和 子	2 1	兼務 倉吉保健所課長補佐

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
福祉施設に対する適正な指導監査の実施	—	—	—	—
鳥取元気プロジェクト	—			
元気づくり総合戦略	—			
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
管内における介護保険施設、障害福祉施設、児童福祉施設等に対し指導監査を実施することにより各制度の適正かつ健全な運営を確保することを目的とする。				
(イ) 事業の実施状況 (平成30年度)				
	介護保険施設等	障害福祉施設等	児童福祉施設等	
対象施設の選定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設法人ごと概ね最低3年に1回</li> <li>・新規開設事業所、前回指摘事項が多い等理由のある事業所</li> </ul>	<b>実地指導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則3年に1回(障害児入所施設及び児童発達支援センターは1回/1年、障害者支援施設は1回/2年)</li> <li>・新規開設事業所、前回指摘事項が多い等理由のある事業所</li> </ul>	<b>実地監査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立(保育所、幼保連携型認定こども園、児童館)1回/3年</li> <li>・私立(保育所、幼保連携型認定こども園、児童館)1回/2年</li> <li>・市町(児童福祉行政実施機関)1回/1年</li> </ul> <b>書面監査</b> 実地対象以外の施設	
平成30年度重点指導事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に沿った介護報酬の算定・請求の確認</li> <li>・人員基準の遵守</li> <li>・適切なサービス提供の確認</li> <li>・虐待や身体拘束の防止のための取組状況</li> <li>・利用者の安全確保のための非常災害対策の確認</li> <li>・適切な会計処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策</li> <li>・防火・防災対策</li> <li>・従業者の資格要件及び配置状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止、安全管理の適切な対応(うつぶせ寝、アレルギー対応、マニュアルの整備)</li> <li>・立地状況に応じ、必要な避難確保計画の策定、市町村への報告及び訓練の実施</li> <li>・「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」の周知、実施体制の確認</li> </ul>	
指導監査実施施設数	実地指導 54施設 ※指導を行った施設47施設	実地指導35施設 ※指導を行った施設23施設	実地監査 28施設、5市町 書面監査 37施設 ※指導を行った施設32施設	
主な指導事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の職種の明確化</li> <li>・サービスの質の向上のための自己評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の配置、勤務体制の適正化</li> <li>・情報公表制度に基づく報告の実施</li> <li>・給付費の算定の適正化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育指針の改定に伴い、全体的な計画等を作成すること。</li> <li>・非常災害対策計画の策定と訓練の実施</li> <li>・職員等の自己評価と公</li> </ul>	

## イ 平成30年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ① 保険者である市町担当者も実地指導に同行し、ケアプランや報酬請求等について保険者の立場で確認を行うなど、市町と連携した指導監査を実施した。
- ② 当局が独自に構築した指導監査データベースにより、過去から直近までの個々の施設運営の特性や傾向を把握し、事業者指導を行った。
- ③ 必要に応じて福祉監査指導課法人指導担当職員による経理関係の確認を行い、当局職員は施設運営や利用者の処遇関係について重点的に点検を行うようにした。

## ウ 成果及び効果

## ○上記①に対する成果

市町と連携した指導監査により、利用者の心身の状況に沿ったプランの作成や支援の点検を行うことができた。

また、報酬請求の確認によって請求誤り等について適切に指導することができた。

## ○上記②に対する成果

過去複数年に亘る指導内容を把握の上で監査に臨むことで、効果的かつ一貫性のある指導を行うことができた。

## ○上記③に対する成果

施設運営関係と経理関係を分けることで、より細部まで確認・指導することができた。

## ○その他の成果

平成29年6月の「水防法及び土砂災害防止法」の改正をうけて、指導監査時等に「避難確保計画を含む非常災害対策計画」の策定について周知徹底を図った。さらに、介護保険施設及び障害福祉施設等に対する集団指導時に、施設長や管理職員に対して、「社会福祉施設における防火安全対策」の講義を実施し、各施設職員の意識啓発や充実した訓練の必要性を周知徹底した。

## 〈指導監査実績〉

区 分	H29		H30	
	施 設 数	うち指導	施 設 数	うち指導
介護保険施設等 (実地のみ)	71	48	54	47
障害福祉施設等 (実地のみ)	28	16	35	23
児童福祉施設等 〔上段：実地〕 〔下段：書面〕	22施設5市町	22	28施設5市町	32
	43		37	

## エ 課 題

施設職員に対して、「避難確保計画を含む非常災害対策計画」に基づく訓練実施状況及び訓練内容の確認を行うことで、実効性のある計画実施の周知徹底を図ること。



(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳								
		国庫支出金	その他	一般財源						
農福連携推進事業	—	—	—	—						
鳥取元気プロジェクト	—									
元気づくり総合戦略	—									
(概要)										
ア 目的及び事業の実施状況										
(ア) 目的										
障がい者の新たな就労の場として農業分野（水産業等を含む）への就労を促進する。										
(イ) 事業の実施状況										
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉保健局に農福連携推進コーディネーター（非常勤職員）を配置（H26年度～）し、農家と就労系障害福祉サービス事業所（以下、「福祉事業所」という。）の調整役となり、農作業受委託のマッチング支援に取り組んだ。</li> <li>自らの事業として農業（自主農業）に取り組む福祉事業所に対しても、農協や農業改良普及所と協力・連携しながら栽培管理や新たな栽培品目の取組などについてアドバイスを行った。</li> </ul>										
＜中部圏域での取組実績の推移＞										
区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
マッチング 件数	新規	34	32	11	21	16	14	13	14	25
	継続	—	2	4	11	7	13	13	14	15
直接契約件数	—	2	8	11	30	29	45	55	41	
計	34	36	23	43	53	56	71	83	81	
作業料金(千円)	639	965	1,399	2,044	6,233	9,757	13,199	15,229	20,763	
委託した農業者数	10	13	15	19	24	35	31	38	31	
受託した事業所数	7	5	6	7	9	9	15	15	13	
<ul style="list-style-type: none"> <li>自主農業に取り組む福祉事業所に対し、農林局等と連携して技術的助言を行ったほか、通年での農作業の確保と施設の効率利用を図るため、閑散期の栽培品目の提案や栽培技術の助言を行った。</li> </ul>										
イ 平成30年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点										
<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度に引き続き、福祉事業所の施設内で取組が可能な受託作業を提案するなど、新たな掘り起こしを行うとともに、委託元である農業者側に対しては作業工賃の改善を依頼した。</li> <li>二十世紀型の選果作業に初めて取り組んだほか、JA農業祭に福祉事務所（2事業所）が初めて出店した。</li> </ul>										
ウ 成果及び効果										
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等へのマッチング可能な作業の提案のほか、作業工賃の高い西洋芝の栽培管理業務などへの積極的なコーディネート等により、新規マッチング件数はコンスタントに推移しているほか、農家と福祉事業所との直接契約件数も増加するなど、中部圏域における取組実績は順調に伸びている。</li> <li>平成30年度、初めて取り組んだ二十世紀型の選果作業及びJA農業祭への福祉事務所（2事業所）の出店にあたっては、農協、福祉事業者ともに好評だった。</li> </ul>										
エ 課題										
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢や重度の障がい者には施設外での農作業が困難な者もあり、施設内で取組が可能な農作業など各個人の能力に適した受託作業を確保しマッチングを行っていく必要がある。</li> <li>農家側としては、収穫作業や選果場作業での人員不足の解消手段として農福連携に大きな期待がある一方、福祉事業所側としては農家側が求める作業内容・時間帯に対応できる利用者・職員に限られるなど、農家側の期待に十分に答えられない実情がある。</li> </ul>										

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳								
		国庫支出金	その他	一般財源						
DV被害者支援	—	—	—	—						
鳥取元気プロジェクト	—									
元気づくり総合戦略	—									
(概要)										
ア 目的及び事業の実施状況										
(ア) 目的										
DV被害者支援を適切に行うとともに、普及啓発や関係機関の連携強化・職員の資質向上により、DV防止と被害者支援の充実を図る。										
(イ) 事業の実施状況										
＜相談支援＞										
・24時間体制（休日夜間オンコール）でDV被害者からの相談に応じるとともに、緊急時において安全確保のための一時保護を行っている。										
DV相談件数（延数・年度）										
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
県内	775	811	1001	996	934	863	923	696	924	1137
* 中部	111	87	81	76	94	111	98	119	81	97
DV一時保護件数（年度）										
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
県内	66	75	68	58	63	38	31	21	31	46
* 中部	10	14	13	13	13	5	6	4	5	6
＜普及啓発・人材育成＞										
・内閣府が定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、DV防止等に係る意識啓発と相談窓口等の周知を図るため、市町、母子生活支援施設、警察など関係機関と協力して、街頭啓発活動及びパネル展示を実施した。										
・関係機関の担当職員ネットワーク会議（事例検討ほか）、研修会を開催した。（4回）										
・DV予防啓発支援員を研修講師として派遣し、高等学校・専門学校・大学の学生を対象にデートDV予防学習を実施した。（10回）										
・DV予防啓発支援員の資質向上を図るための連絡会（5回）、及びフォローアップ研修（1回）を開催した。										
イ 平成30年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点										
・鳥取看護大学・鳥取短期大学学園祭に参加して、当局障がい者支援課と健康支援課共同で、自分の心と身体と性の問題を考えてもらうためのブースを設置し、若年層へのDV予防啓発活動に取り組んだ。										
ウ 成果及び効果										
・鳥取看護大学・鳥取短期大学学園祭では、デートDV、性感染症、自死・アルコールというそれぞれに密接につながる問題について総合的に予防啓発が出来た。併せて、相談窓口もすべて同じ当局内にあることを周知でき、来場者には分かりやすい内容になったと考える。										
エ 課題										
・デートDV予防学習において、学校・学級によって、生徒の理解度や学校生活・家庭生活の状況が異なるため、DV予防啓発支援員から学習の進め方が難しかった等の意見が聞かれることがあり、より効果的な学習が行えるよう、事前打ち合わせの段階で、担任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等生徒の学校生活・家庭生活の状況を知る方に打ち合わせに加わっていただく機会を増やしていく必要がある。										
・中学校にデートDV予防学習会の実施案内を行ったが申し込みがなく、実施に向けて、当局及びDV予防啓発支援員連絡会で、教材検討等の準備を十分に行い、適切に実施できるようにしていく必要がある。										

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
中部地区がん検診受診率向上推進事業	1,541	316		1,225
鳥取元気プロジェクト	—			
元気づくり総合戦略	—			

(概要)

## ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

- 中部地区のがん死亡率低下を図るため、中部一丸となった取り組みと併せて、各市町の特性に応じたがん対策の取組を推進する。

(イ) 事業の実施状況

項目	内容
県民への検診啓発	・中部地区オリジナルポスター・チラシ・啓発物の作成 ・啓発キャンペーン・出張がん予防教室の実施
検診を受けやすい体制づくり	・かかりつけ医からの受診勧奨の推進 ・各市町の実施する検診体制の検討(特に受診率の低い倉吉市と現状分析及び課題に対する対策等の検討を実施)
受診勧奨強化	・未受診者に焦点を当てた取り組みの検討 ・職域への取組の強化
受動喫煙防止対策の強化	・鳥取県健康づくり応援施設(禁煙)の認定推進 ・世界禁煙デー啓発キャンペーンの実施
患者支援の充実	・がん患者に対するウィッグ等の購入費助成 ・がん先進医療費利子補給
連絡会議等の開催	・医師・住民・検診関係機関等の意見交換 ・市町との具体的取り組みの意見交換

イ 平成30年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- がん対策推進会議及び市町がん対策課長会議(実務者会議)により情報・意見交換を進め、中部が一体となった取り組みを継続するとともに、特に受診率の低い倉吉市と現状分析及び課題に対する対策等の検討を実施した。
- がん検診推進パートナー企業の認定推進等、働き盛り世代への取組を行った。
- がん検診推進に加え、患者への支援の充実を図った。

ウ 成果及び効果

- 全がんで受診率が向上した。

平成30年度受診率見込(H31.3月末時点)

	H28	H29	H30見込		H28	H29	H30見込
胃がん	24.7%	24.6%	25.5%	乳がん	16.4%	16.2%	17.0%
肺がん	30.5%	29.9%	30.5%	子宮がん	24.6%	25.3%	25.9%
大腸がん	28.9%	28.9%	30.0%				

- がん患者に対する補整具購入費助成事業の利用は昨年度より少なかった。  
平成30年度利用状況：34件(ウィッグ：28件、補正下着：6件)(H29年度：43件)

エ 課題

- がん検診受診率は年々上昇しているが目標とする受診率50%には程遠い状況であり、がん検診の普及啓発や未受診者対策等継続した取り組みが必要である。(特に倉吉市の受診率向上に向けた継続した取組の強化が必要)
- 職域を含めた関係機関の連携を強化し、受診率向上に向けた取組が必要である。
- がん患者に対する補整具購入費助成事業の利用促進を図るなど、がん診療拠点病院等と連携を図り、がんになった方への継続支援が必要である。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳											
		国庫支出金	その他	一般財源									
感染症対策推進事業	274	137		137									
鳥取元気プロジェクト	—												
元気づくり総合戦略	—												
(概要)													
ア 目的及び事業の実施状況													
(ア) 目的													
<p>県内又は中部圏域において、県民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが予想される新型インフルエンザやエボラ出血熱等が発生した場合、患者を感染症指定医療機関へ移送し、蔓延防止を図り、住民生活への被害を最小限に抑えると共に、適切な医療が提供できるよう医療体制等の整備を行う。</p> <p>また、麻しん、デング熱等再興感染症・輸入感染症の流行に対応し、迅速に医療機関等へ情報提供を行い、感染拡大防止を図る。</p>													
(イ) 事業の実施状況													
項目		内容											
新型インフルエンザ等への対応に係る体制整備及び対応訓練		<ul style="list-style-type: none"> <li>健康支援課内防護服着脱訓練(6/19、8/7、2/6)</li> <li>新型インフルエンザ等対策本部運営訓練への参加(2月5日)</li> <li>健康政策課主催のエボラ出血熱患者移送訓練への参加(1月17日)</li> <li>中部総合事務所全体での鳥インフルエンザ対応訓練に参加(福祉保健局は健康調査担当)(11月6日)</li> </ul>											
医療機関との連携強化及び医療機関従事者等の資質向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関職員を対象に研修会及び会議を開催</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>内容</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1月24日</td> <td>感染制御地域支援ネットワーク会議</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>感染制御地域支援ネットワーク研修【テーマ：麻疹・風疹の蔓延対策】</td> <td>45人</td> </tr> </tbody> </table>			日時	内容	人数	1月24日	感染制御地域支援ネットワーク会議	19人	感染制御地域支援ネットワーク研修【テーマ：麻疹・風疹の蔓延対策】	45人	
日時	内容	人数											
1月24日	感染制御地域支援ネットワーク会議	19人											
	感染制御地域支援ネットワーク研修【テーマ：麻疹・風疹の蔓延対策】	45人											
<その他感染症等への対応>													
感染症予防に関する衛生教育		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設職員等を対象に研修会を開催</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>内容</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月27日</td> <td>感染症等について</td> <td>192人</td> </tr> <tr> <td>11月13日</td> <td>感染症・結核について</td> <td>56人</td> </tr> </tbody> </table>			日時	内容	人数	6月27日	感染症等について	192人	11月13日	感染症・結核について	56人
日時	内容	人数											
6月27日	感染症等について	192人											
11月13日	感染症・結核について	56人											
イ 平成30年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点													
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年頃から感染症患者移送訓練等を継続実施しているが、担当を始め、福祉保健局職員、生活環境局職員の異動もあることから、実動訓練を継続した。また、今年度は実際に厚生病院の感染症病床への移送も行い、課題や改善点の確認を行い、対応策を整理した。</li> </ul>													
ウ 成果及び効果													
<ul style="list-style-type: none"> <li>管内の感染症対策推進について医療機関と意見交換するとともに、医療機関等が感染症発生に適切に対応し医療提供できるよう資質向上を図る</li> <li>エボラ出血熱患者移送訓練として、厚生病院と合同で訓練を行い、手順及び必要物品の整理、移送車に装備している医療機器を取り扱う際の注意点課題の共通認識ができた。</li> <li>今年度感染者が増加した麻疹・風疹の蔓延対策について医療機関対象に研修会を開催し、行政との連携について理解を得ることができた。</li> </ul>													
エ 課題													
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症発生に適切に対応し、医療提供できるよう、管内医療機関等関係機関の資質向上を図る必要がある。特に、患者発生が増加している感染症については、迅速に情報提供を行う必要がある。</li> <li>新興・再興感染症(新型インフルエンザ、エボラ出血熱等)、輸入感染症(麻しん、デング熱等)、鳥インフルエンザ等の発生に備え、迅速かつ適切に対応できるように職員の対応能力の維持向上を図ると共に関係機関との連携強化を図る必要がある。</li> </ul>													

7 収入証紙取扱額調べ

(平成31年3月31日現在)

収入科目				件数	単価(円)	証紙はりつけ額(円)	備考			
目	節	細節	種別							
衛生手数料	衛生手数料	衛生事業許可等 手数料 (医療政策課分)	准看護師の免許	8	5,600	44,800	(19)			
			准看護師免許証の書換え交付	3	3,400	10,200	(23)			
			准看護師免許証の再交付	2	4,100	8,200	(24)			
			診療所開設の許可	4	18,000	72,000	(25) イ			
			病院検査・施設使用許可	3	43,000	129,000	(26) ア			
		医療政策課分 小計			20		264,200			
		衛生事業許可等 手数料 (医療・保険課分)	衛生事業許可等 手数料 (医療・保険課分)		薬局開設の許可	5	29,000	145,000	(50)	
					薬局開設の許可の更新	9	11,000	99,000	(51)	
					医薬品販売の許可	2	29,000	58,000	(52)	
					医薬品販売の許可の更新	5	11,000	55,000	(53)	
					医薬品販売業等の許可証書換	1	2,000	2,000	(65)	
					薬局医薬品製造許可の更新	1	5,600	5,600	(57) 1	
					医薬品製造販売許可の更新	1	4,000	4,000	(55の9) 1	
					医療機器等の製造業の登録	1	36,000	36,000	(59の4)	
					管理医療機器製造販売の許可	1	131,600	131,600	(59の2)	
					一般医療機器製造販売の許可	1	95,000	95,000	(59の2)	
					高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可	2	29,000	58,000	(55の4)	
					高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可更新	3	11,000	33,000	(55の5)	
					配置販売従事者の身分証明書の交付	5	7,100	35,500	(54) ア	
					毒物又は劇物の販売業の登録	6	14,700	88,200	(28) イ	
					毒物又は劇物の販売業の更新	6	6,400	38,400	(30) イ	
					毒物劇物取扱者試験の実施	9	10,500	94,500	(31)	
					毒物又は劇物の販売業の登録書換	6	2,400	14,400	(33)	
					麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許	26	3,900	101,400	(41) イ	
					登録販売者受験手数料	46	14,000	644,000	(55)	
					登録販売従事者登録手数料	7	7,100	49,700	(55の3)	
		登録販売従事者登録書換え交付	2	2,000	4,000	(66の2)				
		医療・保険課分 小計			145		1,792,300			
		子育て応援課分 小計	子育て応援課分 小計		衛生事業許可等 手数料 (子育て応援課分)	1	4,000	4,000	(70)	
					受胎調節指定証	1				
		計(細節)			166		2,060,500			
		健康政策課分 小計	健康政策課分 小計		栄養士免許	5	5,600	28,000	(67)	
					栄養士免許証の書換え交付	4	3,200	12,800	(68)	
					栄養士免許証の再交付	1	3,600	3,600	(69)	
		計(細節)			10		44,400			
		計(節)			10		44,400			
		計(目)			176		2,104,900			
		目 計				176		2,104,900		
		民生手数料	社会福祉 手数料	介護老人保健施設変更 手数料 (長寿社会課分)	介護老人保健施設の変更の許可	1	33,000	33,000		
					長寿社会課分 小計	1		33,000		
				計(細節)			1		33,000	
				計(節)			1		33,000	
		目 計				1		33,000		
		合 計				177		2,137,900		

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金:該当なし

(2) 使用料:該当なし

(3) 手数料

(平成31年3月31日現在)  
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
手数料	衛生手数料	衛生試験検査手数料	49	31,850	31,850	0	0	鳥取県保健所条例 第3条第3号	
			3	2,790	2,790	0	0	平成30年3月30日付第201700318525号平成30年度診療報酬改定に係る保健所使用料・手数料の変更について(通知)	
		1	18,000	18,000	0	0	鳥取県手数料徴収条例 第2条第25号イ		
		栄養士免許等手数料	1	3,200	3,200	0	0	鳥取県手数料徴収条例 第2条第68号	
		計(節)	54	55,840	55,840	0	0		
		目計	54	55,840	55,840	0	0		
		合計	54	55,840	55,840	0	0		

(4) 財産収入:該当なし

(5) 諸収入  
(一般会計)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
雑入	雑入	生活保護徴収金及び返還金(返還金)	297	2,473,820	299,111	235,226	1,939,483	生活保護法63条	
		生活保護徴収金及び返還金(徴収金)	504	5,100,856	109,188	818,000	4,173,668	生活保護法78条	
		生活保護医療扶助審査報酬町負担	3	271,400	0	0	271,400	湯梨浜町、北栄町、琴浦町との協定書	
		鳥取県産休等代替職員費補助金返還金	4	1,611,850	1,611,850	0	0	鳥取県産休等代替職員費補助金交付要綱	
		コピー代	57	2,632	2,632	0	0	中部総合事務所納税証明書等のコピーにかかる処理要領	
		目計	865	9,460,558	2,022,781	1,053,226	6,384,551		
		合計	865	9,460,558	2,022,781	1,053,226	6,384,551		

(平成31年3月31日現在)

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	2,572	17,832,866	12,655,185	0	5,177,681	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
		父子福祉資金貸付金元利収入	36	192,468	176,429	0	16,039	"	
		寡婦福祉資金貸付金元利収入	156	1,681,715	960,250	0	721,465	"	
目計		計(節)	2,764	19,707,049	13,791,864	0	5,915,185		
目計			2,764	19,707,049	13,791,864	0	5,915,185		
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入	19	168,012	960	0	167,052	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
		計(節)	19	168,012	960	0	167,052		
目計			19	168,012	960	0	167,052		
合計			2,783	19,875,061	13,792,824	0	6,082,237		

(6) 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

収入科目(節)	収入済額(円)		件数(件)	備考
	収入	済		
雑入(一般会計)		6,000	2	生活保護費返還金
		25,350	7	原本証明手数料
		930	1	風疹検査代
		2,632	57	コピー代
衛生手数料	55,840	54	文書手数料、検査手数料	
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入(母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入)	484,880		52	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入
合計	575,632		173	

イ つり銭の状況

該当なし

9 収入未済額調べ

(平成31年3月31日現在)

(一般会計)

(単位:円)

収入科目 目	区 分 目 節	過 年 度 分						現 年 度 分			収入未済 額 (A+B)	未収理由		
		前年度以 前からの 繰越額	左のうち 収入済額	不 納 欠損額	差引収入 未済額 (A)	収入未済額の調定年度内訳			調定額	収入 済額			収入 未済額 (B)	
						27年度 以前	28年度	29年度						
雑入	雑入		97,500	125,000	1,704,983	1,217,183	245,400	242,400	546,337 (110,226)	201,611	344,726 [234,500]	2,049,709 [1,939,483]	生活困窮のため	
		(計画的回収債権) 保護費返還金徴収金及び返還金(返還金)												
		(計画的回収債権) 保護費返還金徴収金及び返還金(徴収金)	19,000	578,000	3,713,668	2,792,668	479,000	442,000	790,188 (240,000)	90,188	700,000 [460,000]	4,413,668 [4,173,668]	生活困窮のため	
雑入	雑入	(計画的回収債権) 生活保護医療扶助審査報酬町負担	0	0	0	0	0	0	271,400	0	271,400	271,400	収入年月日 平成31年4月 日(湯梨浜) 平成31年4月 日(零浦) 平成31年4月 日(北栄)	
		(計画的回収債権) 鳥取県産休等代替職員費補助金返還金	0	0	0	0	0	0	1,611,850	1,611,850	0	0		
目 計		6,238,151	116,500	703,000	5,418,651	4,009,851	724,400	684,400	3,219,775 (350,226)	1,903,649	1,316,126 [965,900]	6,734,777 [6,384,551]		
合 計		6,238,151	116,500	703,000	5,418,651	4,009,851	724,400	684,400	3,219,775 (350,226)	1,903,649	1,316,126 [965,900]	6,734,777 [6,384,551]		

\* ( )は、未調定であった過年度分の債権で消滅時効が成立し、不納欠損とするために現年度で調定した内数の額。  
\* [ ]は、不納欠損額を差引後です。

(平成31年3月31日現在)

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

(単位:円)

収入科目 目	区 分 目 節	過 年 度 分						現 年 度 分			収入未済 額 (A+B)	未収理由		
		前年度以 前からの 繰越額	左のうち 収入済額	不 納 欠損額	差引収入 未済額 (A)	収入未済額の調定年度内訳			調定額	収入 済額			収入 未済額 (B)	
						27年度 以前	28年度	29年度						
母子父子 寡婦福祉 資金貸付 金元利収 入	母子父子 寡婦福祉 資金貸付 金元利収 入		861,674	0	3,864,735	2,835,938	722,933	305,864	13,106,457	11,793,511	1,312,946	5,177,681	生活困窮のため	
		(計画的回収債権) 母子福祉資金貸付金 元利収入												
		(計画的回収債権) 父子福祉資金貸付金 元利収入	0	0	0	0	0	0	0	192,468	176,429	16,039	16,039	
雑入	雑入	(計画的回収債権) 寡婦福祉資金貸付金 元利収入	195,200	0	435,000	0	207,000	228,000	1,051,515	765,050	286,465	721,465	生活困窮のため	
		計(節)	5,356,609	1,056,874	0	4,299,735	2,835,938	929,933	14,350,440	12,734,990	1,615,450	5,915,185		
目 計		5,356,609	1,056,874	0	4,299,735	2,835,938	929,933	533,864	14,350,440	12,734,990	1,615,450	5,915,185		
雑入	雑入	168,012	960	0	167,052	0	0	0	0	0	0	167,052	生活困窮のため	
目 計		168,012	960	0	167,052	0	0	0	0	0	0	167,052		
合 計		5,524,621	1,057,834	0	4,466,787	3,002,990	929,933	533,864	14,350,440	12,734,990	1,615,450	6,082,237		



10 未収金回収促進のための取組状況調べ

収入科目及び金額	目		収入未済額(円)					
	節	細節(又は種別)						
	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	6,082,239円					
債権管理事務取扱要領の作成の有無			・(作成済)(H26年3月改正) 未作成 (未作成の場合、その理由)					
債権分類の実施(未納者の分類を行っているか) (要領等で分類の区分、考え方を定めた部分の写しを添付すること。)			・(実施済) 未実施 (未実施の場合、その理由)					
区分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状発行	催告	臨戸訪問	分納件数	回収委託
現年度分	A	・滞納期間が3ヶ月未満であり、概ね自発的・定期的に納入がある。 ・口座振替不能や、納付忘れ。 ・定期的に電話や訪問により督促しないと納付しない。	6	8	・文書 ・電話	2	0	0
	B	・生活状況が苦しく、分納、又は遅れながら納付をしている。 ・電話や訪問により督促を行うが、納付意識が薄い。 ・折衝困難。	2	4	・文書 ・電話	2	0	0
	C	・自発的・定期的に納入がある。	6	7	・文書 ・電話	2	0	1
	D	・借主死亡、連帯保証人生活保護受給者。 ・借主、保証人ともに高齢であり、収入がない状態。	2	2	・文書 ・電話	2	0	2
過年度分	A	・定期的な納入があり、徴収が概ね可能。	1		・文書 ・電話	1	1	0
	B	・不定期であるが納入があり、徴収が見込まれる。	1		・文書 ・電話	1	0	0
	C	・徴収決定に不満又は納入意志なし等で徴収することが困難。	8		・文書 ・電話	3	7	0
	D	・主死亡、行方不明等で徴収することが非常に困難又は不可能。	3		・文書 ・電話	1	1	2
	E	・借主死亡、連帯保証人生活保護受給者。 ・借主、保証人ともに高齢であり、収入がない状態。	2		・文書 ・電話	0	0	0
(上記以外の取組)			・1ヶ月滞納となった場合にも、生活状況の把握、償還指導を行っている。 ・連帯保証人への連絡。 ・定期的に償還会議を行い、個々に応じた対応を検討している。 (取組の効果) 過年度分について、未収金の回収率が上がった。 ・今まで連絡のなかった滞納者が、定期的に納付するようになった。					

※実人数は、現年度分、過年度分と重複している。

収入科目及び金額	目		収入未済額(円)					
	節	細節(又は種別)						
	雑入	生活保護返還金及び徴収金	6,384,551円					
債権管理事務取扱要領の作成の有無			・(作成済)(H26年3月改正) 未作成 (未作成の場合、その理由)					
債権分類の実施(未納者の分類を行っているか) (要領等で分類の区分、考え方を定めた部分の写しを添付すること。)			・(実施済) 未実施 (未実施の場合、その理由)					
区分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状発行	催告	臨戸訪問	分納件数	回収委託
現年度分	A	・定期的な納入があり、徴収が概ね可能。	2	2	・文書 ・電話	0	2	0
	B	・不定期であるが納入があり、徴収が見込まれる。	5	5	・文書 ・電話	2	4	0
	C	・徴収決定に不満又は納入意志なし等で徴収することが困難。	0	0	・文書 ・電話	0	0	0
	D	・主死亡、行方不明等で徴収することが非常に困難又は不可能。	3	3	・文書 ・電話	1	0	0
過年度分	A	・定期的な納入があり、徴収が概ね可能。	3		・文書 ・電話	0	1	0
	B	・不定期であるが納入があり、徴収が見込まれる。	10		・文書 ・電話	5	8	0
	C	・徴収決定に不満又は納入意志なし等で徴収することが困難。	0		・文書 ・電話	0	0	0
	D	・主死亡、行方不明等で徴収することが非常に困難又は不可能。	10		・文書 ・電話	2	0	0
(上記以外の取組)			・保護費や年金受給直後の督促など工夫して対応する。 ・年金の遡及受給や土地建物の売買等による返還金等については、速やかに被保護者本人と連絡調整を行うなど早期の債権回収に努める。 ・早期の債権回収ができなかった事案については、履行誓約書(確約書)を徴収するとともに、支払い能力に応じた分割納付計画の作成指導を行う。 ・新たな滞納者の発生防止として、保護の開始時及び少なくとも年1回、被保護者に対し適正な収入申告を行うようパンフレットを用いて届出義務の徹底を図った。 ・また、毎年1回、年金調査、課税調査を実施している。 (取組の効果) ・過年度分の返還の一部が履行された。 ・収入の速やかな届出の意識が高まった。 (参考)(過年度分債権回収額) ・議会報告の債権回収計画 (目標) 200,000円 (実績) 115,500円					

※実人数は、現年度分、過年度分と重複している。

11 不納欠損額調べ

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

収入科目			不納欠損額	不納欠損の理由
目	節	細節		
雑入	雑入	保護費返還金及び徴収金(返還金)	0	消滅時効が成立したため
目計			0	
合計			0	

格付	大区分	細区分	基本対応
A	初期滞納者 定期的納入者	①新規滞納者のうち滞納期間が3ヶ月未満のもの ②概ね自発的・定期的に納入があるもの	①新規滞納については、発生初期に償還指導。 ②毎月納入状況を確認。
B	要注意滞納者	定期的に電話督促、集金訪問等を行わないと納入が滞るもの	・毎月訪問集金、電話等による督促を実施。 ・納入がなかったことが分かり次第、随時督促。次回納入予定日の確認。
C	要指導強化滞納者	①生活状況や収入が不安定で、随時確認を取り生活状況の確認、償還督促を行う必要があるもの ②定期納入があるが、小額で滞納解消の目処がたたないもの	①毎月及び随時に電話督促、訪問等により生活状況を確認。 ②毎月生活状況等を確認。可能なら分納額増額等を要請。
D	処遇困難滞納者	面接拒否や行方不明等で債務者との折衝が困難だったり、全員の納入意思がない等により、今後の償還の見込みが立たないもの	・債務者への所定の折衝、市町村等への住所照会等、定期的かつ可能な範囲で償還督促を行うことにより督促を継続。
E	不能欠損対象	①時効要因の発生から10年が経過し、今後も納入の見込みが立たず、時効援用が申し立てられる可能性のあるもの ②債務者のすべてが、免責等により債務が消滅したもの	①定期的に債務者等の状況を確認。 ②不能欠損協議。

(1) 生活保護費返還金、徴収金 滞納者の区分け

区分		考え方
A	定期的な徴収が概ね可能な者	<p>(生活保護世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な金銭管理が出来る場合。</li> </ul> <p>(非生活保護世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入が安定している場合。</li> </ul>
B	徴収が見込まれる者	<p>(生活保護世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月の支出によっては、支払いが困難になることもあるが、不定期でも徴収が可能な場合。</li> </ul> <p>(非生活保護世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入は不安定であるが、不定期でも徴収が可能な場合。</li> </ul>
C	徴収することが困難な者	<p>(生活保護世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徴収決定に対しての不満があり、納入意思がない場合。</li> <li>適切な金銭管理が困難な場合。</li> <li>他の負債を抱えている場合。</li> </ul> <p>(非生活保護世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徴収決定に対しての不満があり、納入意思がない場合。</li> <li>失業している場合。</li> <li>収入が不安定で他の負債を抱えている場合。</li> </ul>
D	徴収することが非常に困難な者又は不可能な者	<p>(生活保護世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徴収決定に対しての不服があり、納入理解が全くない場合。</li> <li>他の負債を抱えている場合。</li> </ul> <p>(非生活保護世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徴収決定に対しての不服があり、納入理解が全くない場合。</li> <li>失業している場合。</li> <li>収入が不安定で多額・複数の負債を抱えている場合。</li> </ul>

12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ  
 (1) 負担金

(平成31年4月30日現在)  
 (単位:円)

予算科目 (目)	予算令達額	負担金の名称	支出先	負担率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令 名等(規約、要綱 等を含む)	備考
身体障がい者福祉費								
新規以外のもの						7,000		文書ID: 18-00142814
目 計						7,000		
知的障がい者福祉費								
新規以外のもの						8,000		文書ID: 18-00142676
目 計						8,000		
合 計						15,000		

(2)補助金  
 予算科目 (児童福祉総務費)

① 国 補 分 : 該 当 な し

(平成31年 3月31日現在)

② 単 県 分

(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交 付 先	間 接	補助対象経費	実施計画承認又は内示年月日	着手年月日	額の確定年月日	支 出 の 状 況		備 考	
			補 助 率 及 び 補 助 金 額	交付申請年月日	完了年月日	検 査 年 月 日	概算払 精算払 の別	支出年月日		金 額
事 業 の 内 容			交付決定年月日	実績報告年月日	審 査 ・ 実 地 調 査 年 月 日					
鳥取県保育士等配置促進事業補助金(低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費) (平成14年度)	倉吉市	一部	41,798,850	-	-	-	概算払	H30.9.21	12,949,000	文書ID 18- 00336201
			(補助率: 1/2)	H30.7.20	-	-				
			19,736,000	(H30.8.21) H31.3.19	-	-	計	12,949,000		
1歳児に対し、担当する保育士等の加配を行う市町村に対する補助金	三朝町	一部	3,131,100	-	-	-	概算払	H30.9.21	954,000	
			(補助率: 1/2)	(H30.7.6) H31.2.13	-	-				
			1,564,000	(H30.8.21) H31.3.19	-	-	計	954,000		
	湯梨浜町	一部	9,020,400	-	-	-	概算払	H30.9.21	2,794,000	
			(補助率: 1/2)	H30.7.20	-	-				
			4,507,000	(H30.8.21) H31.3.19	-	-	計	2,794,000		
	琴浦町	一部	8,188,700	-	-	-	概算払	H30.9.21	2,318,000	
			(補助率: 1/2)	(H30.7.19) H31.2.25	-	-				
			4,090,000	(H30.8.21) H31.3.19	-	-	計	2,318,000		
	北栄町	一部	9,120,825	-	-	-	概算払	H30.9.21	2,691,000	
			(補助率: 1/2)	(H30.7.2) H31.2.18	-	-				
			4,557,000	(H30.8.21) H31.3.19	-	-	計	2,691,000		
鳥取県保育士等配置促進事業補助金(保育サービス多様化促進事業) (平成12年度)	倉吉市	一部	31,055,400	-	-	-	概算払	H30.9.21	8,503,000	文書ID 18- 00324769
			(補助率: 1/2)	H30.7.20	-	-				
			15,153,000	(H30.8.21) H31.3.12	-	-	計	8,503,000		
障がい児保育、乳児保育及び医療ケア児保育に係る加配を実施する市町村に対する補助金	三朝町	一部	2,875,500	-	-	-	概算払	H30.9.21	860,000	
			(補助率: 1/2)	H30.7.6	-	-				
			1,437,000	(H30.8.21) H31.3.12	-	-	計	860,000		
	湯梨浜町	一部	14,377,500	-	-	-	概算払	H30.9.21	4,303,000	
			(補助率: 1/2)	H30.7.20	-	-				
			7,188,000	(H30.8.21) H31.3.12	-	-	計	4,303,000		
	琴浦町	一部	17,787,080	-	-	-	概算払	H30.9.21	5,165,000	
			(補助率: 1/2)	H30.7.19	-	-				
			8,893,000	(H30.8.21) H31.3.12	-	-	計	5,165,000		
	北栄町	一部	16,697,070	-	-	-	概算払	H30.9.21	4,958,000	
			(補助率: 1/2)	H30.7.18	-	-				
			8,188,000	(H30.8.21) H31.3.12	-	-	計	4,958,000		

鳥取県災害遺児 手当支給事業費 補助金  (昭和48年度)	倉吉市	一部	312,000	—	—	—	計	0	文書ID 18- 00278498
			(補助率: 1/2)	(H30.6.28) H31.1.17	—	—			
			156,000	(H30.7.5) H31.1.24	—	—			
災害遺児について 手当を支給する市 町村に対する補 助金	北栄町	一部	24,000	—	—	—	計	0	
			(補助率: 1/2)	H30.6.28	—	—			
			12,000	H30.7.5	—	—			
鳥取県保育料無 償化等子育て支 援事業費補助金  (平成27年度創 設、平成28年度名 称改正)	倉吉市	一部	119,513,875	—	—	—	概算払 計	H30.12.4 37,208,000	文書ID 18- 00328796
			(補助率: 1/2)	H30.9.28 (H30.10.26) H31.3.12	—	—			
			59,756,000						
同一世帯の第3子 以降の児童及び 低所得世帯の第1 子と同時在園する 第2子に係る保育 料を無償とする市 町村に対する補 助金	湯梨浜町	一部	45,547,400	—	—	—	概算払 計	H30.12.4 14,179,000	
			(補助率: 1/2)	H30.9.28 (H30.10.26) H31.3.12	—	—			
			22,773,000						
同一世帯の第3子 以降の児童及び 低所得世帯の第1 子と同時在園する 第2子に係る保育 料を無償とする市 町村に対する補 助金	琴浦町	一部	46,248,440	—	—	—	概算払 計	H30.12.4 14,312,000	
			(補助率: 1/2)	(H30.9.25) H31.2.28 (H30.10.26) H31.3.12	—	—			
			23,124,000						
同一世帯の第3子 以降の児童及び 低所得世帯の第1 子と同時在園する 第2子に係る保育 料を無償とする市 町村に対する補 助金	北栄町	一部	34,304,780	—	—	—	概算払 計	H30.12.4 10,679,000	
			(補助率: 1/2)	H30.9.25 (H30.10.26) H31.3.12	—	—			
			17,152,000						
鳥取県産休等代 替職員費補助金  (平成17年度)	倉吉市 みどり町3249 社会福祉法人 因伯子供学園		191,000	—	—	H30.7.26	精算払 計	H30.8.3 191,000	文書ID 18- 00121182
			(補助率: 単価制)	H30.7.19	—	—			
			191,000	H30.7.24	H30.7.25	H30.7.26			
児童福祉施設等 の職員が、出産ま たは傷病のため 長期休暇を必要と する場合、代替職 員を臨時的に任 用する経費に対す る補助金	三朝町		191,000	—	—	H30.12.19	精算払 計	H31.1.4 191,000	文書ID 18- 00255617
			(補助率: 単価制)	(H30.7.11) H30.10.9 (H30.7.26) H30.10.12	—	—			
			191,000	H30.10.12	H30.12.12	H30.12.19			
児童福祉施設等 の職員が、出産ま たは傷病のため 長期休暇を必要と する場合、代替職 員を臨時的に任 用する経費に対す る補助金	倉吉市		479,000	—	—	H30.9.4	精算払 計	H30.9.14 479,000	文書ID 18- 00157322
			(補助率: 単価制)	H30.7.30	—	—			
			479,000	H30.8.3	H30.8.31	H30.9.4			
児童福祉施設等 の職員が、出産ま たは傷病のため 長期休暇を必要と する場合、代替職 員を臨時的に任 用する経費に対す る補助金	琴浦町		574,000	—	—	H30.11.29	精算払 計	H30.12.7 574,000	文書ID 18- 00234982
			(補助率: 単価制)	H30.7.27	—	—			
			574,000	H30.8.3	H30.11.8	H30.11.29			
児童福祉施設等 の職員が、出産ま たは傷病のため 長期休暇を必要と する場合、代替職 員を臨時的に任 用する経費に対す る補助金	湯梨浜町		287,000	—	—	H30.8.20	精算払 計	H30.8.31 287,000	文書ID 18- 00142050
			(補助率: 単価制)	H30.7.31	—	—			
			287,000	H30.8.3	H30.8.10	H30.8.20			

倉吉市 福庭854 学校法人 藤田学院	287,000	—	—	H31.3.6	概算払	H30.11.9	287,000	文書ID 18- 00316116
	(補助率:単価制)	H30.9.10	—					
	287,000	H30.9.28	H31.2.21	H31.3.6	計		287,000	
湯梨浜町	766,000	—	—					文書ID 18- 00180612
	(補助率:単価制)	H30.9.27	—					
	766,000	H30.10.4			計		0	
倉吉市	766,000	—	—					文書ID 18- 00235569
	(補助率:単価制)	H31.11.28	—					
	763,960	H30.12.3			計		0	
倉吉市山根55	0	—	—	廃止承認 H31.1.7	概算払	H30.8.21 H31.1.16	1,148,000 -1,148,000	文書ID 18- 00264932
社会福祉法人 敬仁会	(補助率:単価制)	(H30.7.31) H30.10.12	—	—				
		0	(H30.8.3) H30.10.17	廃止申請 H30.12.28	計		0	
倉吉市山根55	0	—	—	廃止承認 H31.1.7	概算払	H30.11.9 H31.1.16	287,000 -287,000	文書ID 18- 00264940
社会福祉法人 敬仁会	(補助率:単価制)	H30.10.12	—	—				
		0	H30.10.17	廃止申請 H30.12.28	計		0	
単 県 分 計							123,882,000	

予算科目 (生活習慣病予防対策費)

① 国 補 分 : 該当なし

(平成31年 3月31日現在)

② 単 県 分

(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認又は 内示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況		備 考
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月日	
鳥取県がん患者の社会 参加応援事業補助 金	個人(34件)		3,283,329	—	—	—	精算払	H30.4.26 外33件	645,000
				H30.4.2 外	—	—			
がん患者に対する補 装具購入費の助成 (平成30年度)			(補助率:1/2、 上限 20,000円)	H30.4.13 外	—	—	計	645,000	ウイック28件 補正下着6件 文書ID 18- 00020066 外
単 県 分 計								645,000	

(3)交付金

該当なし

## (4)委託料

(平成31年3月31日)(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単位の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約保証 金納付等 年月日)	完了 年月日	支出の状況			備考	
				予定価格	(契約年月日) 契約額	契約期間			履行検査 年月日	支出 区分	支出 年月日		金額
					変更契約(最終) (契約年月日) 契約額								
児童措置費	国補	母子生活支援施設措置委託料	(福)倉吉東福祉会 〔倉明園〕	児童入所施設措置費	(30.4.1) 厚生労働省の定める支弁基準	~ 30.4.1 31.3.31	(免除)	31.3.31	概/精	30.4.27外	7,689,993	0	
			鳥取市 〔つくし〕	児童入所施設措置費	(30.4.1) 厚生労働省の定める支弁基準	~ 30.4.1 31.3.31	(免除)	31.3.31					30.4.6外
上記の外、契約額が250万円未満のもの												0	
目計												12,169,471	
公衆衛生総務費	国補	原爆被爆者健康診断委託	(公)鳥取県 中部医師会		(H30.5.16) 5,400円/件外	~ H30.5.15 H31.3.31	(免除)	H31.3.31	精	H30.7.4外	318,122	文書ID 18-00043890 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入 することができない。⑤ 文書ID 18-00018125 外	
					( )		随	H30.6.25外					
上記の外、契約額が250万円未満のもの												0	
目計												318,122	
結核対策費	国補	結核患者及び接触者健康診断委託	鳥取県立厚生病院 外		(H30.4.1) 6,912円/件外	~ H30.4.1 H31.3.31	(免除)	H31.3.31	精	H30.4.17外	418,137	文書ID 17-00300343 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入 することができない。	
					( )		随	H30.4.4外					
上記の外、契約額が250万円未満のもの												0	
目計												418,137	
予防費	国補	風しん抗体価検査業務委託	(公)鳥取県 中部医師会		(H30.4.1) 5,300円/件外	~ H30.4.1 H31.3.31	(免除)	H31.3.31	精	H30.5.7外	1,252,200	文書ID 17-00176943 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入 することができない。	
					( )		随	H30.5.25外					
上記の外、契約額が250万円未満のもの												0	
目計												1,252,200	
難病対策費	国補	在宅人工呼吸器 使用患者支援事業委託	(医)清和会訪問看護 ステーションせ いわ他		(H30.4.1) 8,450円/件外	~ H30.4.1 H31.3.31	(免除)	H31.3.31	精	H30.6.5外	5,833,950	文書ID 18-00063042 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入 することができない。	
					(H30.12.3) 8,450円/件外	~ H30.4.1 H31.3.31	随	H30.5.10外					
	国補	在宅難病患者 一時入院支援事業委託	県立厚生病院他		(H30.4.1) 19,000円/日	H22.11.15 ~ H23.3.31 (1年更新)	(免除)	H31.3.31	精	H30.6.13外	418,000	文書ID 17-00074r987 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入 することができない。	
上記の外、契約額が250万円未満のもの												0	
目計												6,251,950	
生活習慣病予防対策費	国補	肝臓がん(肝炎)対策 事業委託	(公)鳥取県 中部医師会		(H30.4.1) 5,346円/件外	~ H30.4.1 H31.3.31	(免除)	H31.3.31	精	H30.5.24外	42,248	文書ID 17-00181104 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入 することができない。	
					( )		随	H30.5.14外					
上記の外、契約額が250万円未満のもの												0	
目計												42,248	
保健所費	単県	産業廃棄物処理委託	三光株式会社		(H30.4.25) 1,300円/個外	~ H30.4.25 H31.3.31	(免除)	H31.3.18	精	H31.3.29	7,992	文書ID18-00339228外地方自治法施行令第167条の2第1項第2号:特定のものでなければ納入することができない。	
							随	H31.3.18					
上記の外、契約額が250万円未満のもの												0	
目計												7,992	
合計												20,460,120	

13 工事請負費調べ  
該当なし



14 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成31年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		受入額	払出額		
郵便切手及び郵便はがき	円 21,171	円 60,061	円 61,770	円 19,462	
収入印紙				0	
収入証紙				0	
タクシークーポン券				0	
鉄道プリペイドカード				0	
合 計	21,171	60,061	61,770	19,462	

イ タクシーチケットの受払状況

(平成31年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末	備 考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
54枚	0枚	0枚	54枚	
		0円	0	

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物 該当なし

(2) 物品

(平成31年3月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先 住所 氏名	使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料				
妊娠シミュレーター	3台		H30.11.26~ H30.11.30	月額・年額 0	0	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬535 湯梨浜町立羽合小学校長	湯梨浜町立羽合小 学校	5年生:総合的な学習 「キラリ いのち」妊娠疑 似体験で使用	
妊娠シミュレーター	3台		H30.12.6~ H30.12.11	月額・年額 0	0	東伯郡北栄町由良宿818-8 学校法人中央高等学園 中央高等学園専修学校校長	中央高等学園専修 学校	教育講演会「未来のバ パママ育み教室」で生徒 が妊婦体験、沐浴体験 をするため	
赤ちゃん人形	3体			月額・年額 0	0				
赤ちゃん人形	3体		H31.1.24~ H31.1.28	月額・年額 0	0	東伯郡北栄町由良宿213 北栄町立大栄小学校長	北栄町立大栄小学 校	「いのちの学習」で使用	

※全て略式貸付け

16 借受不動産詳細調べ 該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

18 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

19 備品の処分状況調べ

該当なし

20 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

該当なし

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかつた物品	現物が確認できなかった物品名	個数
H30.8.28	・有 <input checked="" type="radio"/> 無		

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等  
特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等  
特になし

# 福祉保健事務所（局） 共通個別事項

## 2 1 介護保険・介護サービス事業の状況

### (1) 介護サービス事業者の指定等の状況

（単位：件）（平成31年3月31日現在）

サービスの種類	前年度 未 指 定 件 数 (A)	当年度 未 指 定 申 請 (B)	現地調査 (申請内数)	当年度 指定申 請の却 下件数 (C)	当年度 廃 止等 (D)	未 指 定 件 数 (E)	年 度 末 指 定 件 数				
							H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度 (A+B-C -D-E+F)
①訪問介護(ホームヘルプサービス)			( )		1		31	28	26	23	22
②訪問入浴介護			( )		1		3	3	2	2	1
③訪問看護			( )		1		9	11	6	7	6
④訪問リハビリテーション		2	2 ( 2 )				2	3	3	3	5
⑤居宅療養管理指導			( )		2		2	2	2	2	
⑥通所介護(デイサービス)		2	2 ( 2 )		1		48	47	35	36	37
⑦通所リハビリテーション(デイケア)		1	1 ( 1 )								1
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)			( )				10	10	10	10	10
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)			( )								
⑩特定施設入居者生活介護			( )				2	2	2	2	2
⑪福祉用具貸与事業			( )		1		8	8	7	6	5
⑫特定福祉用具販売			( )				7	7	7	6	6
⑬居宅介護支援事業			( )				40	40	37	36	
計(介護給付)		5	5 ( 5 )		7		162	161	137	133	95
⑭介護予防訪問介護			( )				32	29	26	23	23
⑮介護予防訪問入浴介護			( )		1		2	2	1	1	
⑯介護予防訪問看護			( )				9	11	9	10	10
⑰介護予防訪問リハビリテーション		2	2 ( 2 )				2	3	3	3	5
⑱介護予防居宅療養管理指導			( )		2		2	2	2	2	
⑲介護予防通所介護			( )				49	48	48	47	47
⑳介護予防通所リハビリテーション		1	1 ( 1 )								1
21 介護予防短期入所生活介護			( )				10	10	10	10	10
22 介護予防短期入所療養介護			( )								
23 介護予防特定施設入居者生活介護			( )				2	2	2	2	2
24 介護予防福祉用具貸与			( )		1		8	8	7	6	5
25 特定介護予防福祉用具販売			( )				7	7	7	6	6
計(予防給付)		3	3 ( 3 )		4		123	122	115	110	109
【居宅サービス】 小 計		8	8 ( 8 )		11		285	283	252	243	204
26 介護老人福祉施設			( )				7	7	7	7	7
27 介護老人保健施設			( )				13	13	12	12	12
28 介護療養型医療施設			( )								
【施設サービス(介護給付)】 小 計			( )				20	20	19	19	19
合 計		8	8 ( 8 )		11		305	303	271	262	223

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「鳥取県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に基づき、3年に1回実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。

- ・過去2年実地指導を行っていない事業所
- ・平成30年度に新規指定した事業所
- ・平成29年度の実地指導において文書による指摘事項が多い等で指導が必要と認められた事業所

\* 当年度重点指導事項

- ・基準に沿った人員基準の遵守
- ・介護報酬の算定・請求の確認
- ・虐待や身体拘束の防止のための取組状況
- ・利用者の安全確保のための非常災害対策の確認

(単位：施設、件) (平成31年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導施設数	指導件数	主な指導事項の概要
実地指導	53	49	75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の職種について明確にすること。(21)</li> <li>・運営規程の概要等について掲示すること。(7)</li> <li>・重要事項の説明を行い、利用申込者の同意を得た上でサービス提供を行うこと。(4)</li> </ul>
集団指導	34	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務管理体制の整備について</li> <li>・避難訓練と消防用設備等の基準について</li> </ul>
実地検査による監査	—	—	—	

2.2 障害福祉サービス事業等の状況

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件) (平成31年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (A+B-C-D-E+F)
①居宅介護		1	( )			1	22	23	23	18	18
②重度訪問介護		1	( )			1	21	21	21	16	16
③同行援護			( )				9	9	8	7	7
④行動援護			( )				7	7	7	4	4
⑤療養介護			( )								
⑥生活介護			( )				5	6	7	6	6
⑦短期入所	1	3	2(2)			3	14	14	14	16	17
⑧重度障害者等包括支援			( )								
⑨共同生活介護			( )								
⑩自立訓練(機能訓練)			( )								
⑪自立訓練(生活訓練)			( )				1	1	1	1	1
⑫就労移行支援			( )				5	5	5	3	3
⑬就労継続支援A型			( )				5	5	5	5	5
⑭就労継続支援B型		1	1(1)				16	16	16	17	18
⑮共同生活援助		1	1(1)			1	8	8	8	10	10
⑯就労定着支援		1	1(1)								1
計(指定障害福祉サービス事業者)	1	8	5(5)			6	113	115	115	103	106
⑰一般相談支援			( )				2	2	2	2	2
計(指定一般相談支援事業者)			( )				2	2	2	2	2
合計	1	8	5(5)			6	115	117	117	105	108

※ ①居宅介護、③同行援護、④行動援護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援のサービスは、障がい児も支援の対象となる。

※ ⑨共同生活介護は、平成26年度に⑮共同生活援助に統合された。

※ ⑯就労定着支援は、平成30年度に制度が創設された。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

○3年に1回（障害者支援施設は2年に1回）実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。

- ・過去2年実地指導を行っていない事業所
  - ・平成29, 30年度に新規指定した事業所
  - ・平成29年度の実地指導において文書による指摘事項が多い等で特に指導が必要と認められた事業所
- 注 指導対象施設を選定する上での方針（指針、基準、計画などの概要）を記載すること。

\* 当年度重点指導事項

【平成30年度指定障害福祉サービス事業者指導監査における県内共通の指導方針】

- (1) 非常災害対策について
- (2) 防火・防災対策について
- (3) 訪問系サービスの従業者要件について

(単位：施設、件) (平成31年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	29	12	19	以下の点検項目に不備があり、文書指摘し改善を確認した。 ・勤務体制及び従業者の配置（5件）・避難経路の掲示（2件） ・情報公表制度にかかる報告（2件）
集団指導	63	—	—	平成31年3月13日（水）中部総合事務所講堂で開催 ・中部管内で指定障害者福祉サービス等を提供している全法人を対象。 ・内容 （1）業務管理体制の整備について （2）避難訓練と消防用設備等の基準について （3）障害福祉サービス等実地指導の主な指摘事項について （4）平成30年度障害福祉サービス事業者等実地指導の指摘事項
監査	なし			

(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況

(単位：件) (平成31年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査 (申請内数) (C)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (A+B-C-D-E+F)
①児童発達支援			( )				4	4	4	4	4
②医療型児童発達支援			( )				1	1	1	1	1
③放課後等デイサービス	1	2	2 (2)			1	4	5	6	6	8
④保育所等訪問支援			( )				1	1	1	1	1
計（指定障害児通所支援事業者）	1	2	( )				10	11	12	12	14
合計	1	2	2 (2)			1	10	11	12	12	14

(4) 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設については毎年、その他の施設については3年に1回実施

\* 当年度重点指導事項

【平成30年度指定障害児通所支援事業者等指導監査における県内共通の指導方針】

- (1) 非常災害対策について
- (2) 防火・防災対策について
- (3) 従業者の資格要件及び配置状況の確認について

(単位：施設、件) (平成31年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	6	4	7	以下の点検項目に不備があり、文書指摘し改善を確認した。 ・給付費の算定及び取り扱い(3件)・勤務体制及び従業者の配置(3件)
集団指導	7	—	—	平成31年3月13日(水)中部総合事務所講堂で開催 ・中部管内で指定障害児通所支援事業者等を実施している全法人対象。 ・内容 (1)業務管理体制の整備について (2)避難訓練と消防用設備等の基準について (3)障害福祉サービス等実地指導の主な指摘事項について (4)平成30年度障害児通所支援事業者等実地指導の指摘事項
監査	なし			

2.3 心と女性に関する相談状況

(単位：件) (平成31年3月31日現在)

区分	相談取扱件数	相談形態				相談内容				平成30年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	メール	病気・精神保健	DV	ひきこり	その他	
H26年度	640	177	73	240	150	174	180	192	94	
H27年度	817	216	115	353	133	300	96	182	239	
H28年度	390	111	26	163	90	13	119	120	138	
H29年度	486	103	31	197	155	4	81	177	224	
H30年度	590	146	37	212	195	30	97	277	186	

2.4 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況

(単位：件) (平成31年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計	
H26年度		447	495	70	3,027	1,505	5,544
H27年度		448	484	67	2,964	1,503	5,466
H28年度		424	475	70	2,875	1,499	5,343
H29年度		413	466	62	2,752	1,528	5,221
H30年度		410	449	62	2,683	1,539	5,143

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況

(単位：人、件)

(平成31年3月31日現在)

手当区分	前年度末受給者数 (人) A	本年度中 (人)											差引現在受給者数 A+B-C +D-E +F-G (人)	支給額 (円)	
		前年度未処理件数	受付件数	内 訳			喪失件数 C	停止解除 D	停止中		その他				
				認定件数 B	却下件数	未処理件数			停止開始 E	喪失	転入 F	転出 G			
特別障害者手当	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,803,680
障害児福祉手当	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	600,090
経過的福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	9	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9	2,403,770

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況

(単位：件)

(平成31年3月31日現在)

区分	A (重 度)		B (中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H26年度	44	326	124	566	1,060
H27年度	38	330	122	593	1,083
H28年度	33	328	107	614	1,082
H29年度	33	328	106	616	1,083
H30年度	34	330	98	626	1,088

イ 当年度の療育手帳交付等内訳

(単位：件)

(平成31年3月31日現在)

区 分	前年度末 現 在	年度中の移動内訳			年度中の変更		当年度末 現 在	
		新規交付	転 入	転出・返 還	18歳に 達した場合	障害程度		
A (重 度)	18歳未 満	33	2	0	0	-1	+2	36
	18歳以 上	328	0	2	11	+1	+2	322
B (中・軽度)	18歳未 満	106	12	1	1	-5	-2	111
	18歳以 上	616	5	8	13	+5	-2	619
計	1,083	19	11	25				1,088



(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況

(単位：件、人) (平成31年3月31日現在)

区分	通報届出件数	入院患者数		自立支援医療 (精神通院) 受給者証所持者数	手帳所持者数
		措置入院	医療保護入院		
H26年度	11	2	157	2,725	1,107
H27年度	17	1	169	2,915	1,184
H28年度	8	0	162	3,075	1,223
H29年度	13	0	151	3,200	1,294
H30年度	21	0	144	3,372	1,355

イ 精神保健福祉相談事業の状況

(単位：人、事業所) (平成31年3月31日現在)

区分	面接相談		電話相談		訪問指導		社会適応訓練状況		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	委託事業所数	利用者数	
								実人員	延人員
H26年度	31	66	56	110	22	61	0	0	0
H27年度	46	94	62	229	31	94	0	0	0
H28年度	20	50	78	238	22	62	0	0	0
H29年度	35	56	49	82	24	41	0	0	0
H30年度	22	24	30	51	18	35	0	0	0

2.5 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・幼保連携型認定こども園・児童館・届出保育施設等）」に基づき、下記の頻度で実地監査等を実施した。

【実地監査】

- ① 公立保育所（公設民営を含む）、公立幼保連携型認定こども園、公立児童館……3年に1回
- ② 私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、私立児童館……2年に1回
- ③ 児童福祉行政の実施機関（市町）……毎年1回 の割合で指導監査を実施する。

ただし、前年度実施監査で重大な指摘をした施設又は指摘数の多い施設に対しては、実施する。

【書面監査】

実地監査を実施しない施設に対して実施する。

\* 当年度重点指導事項

- (1) 施設における事故防止、安全管理への適切な対応（うつぶせ寝、アレルギー対応、マニュアルの整備）
- (2) 各施設の立地状況に応じて、必要な避難確保計画の策定、市町村への報告及び訓練の実施が適切になされているか。
- (3) 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」の周知、実施体制の確認
- (4) 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。（就業規則、給与規程、時間外、休暇等、保育士不足の原因となっている職員処遇について確認）

(単位：施設、件) (平成31年3月31日現在)

区分	保育所					幼保連携型認定こども園					児童館					市町村指導の有無	主な指導事項
	施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数			
		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		
倉吉市	22	12	10	11	76	4	1	3	1	9	10	3	7	1	1	○	・保育所保育指針の改定に伴い、全体的な計画等を作成すること。 (保育所=11件、幼保連携型認定こども園=7件) ・非常災害対策計画の策定と訓練の実施(保育所=2件、幼保連携型認定こども園=5件) ・職員等の自己評価と公表を行うこと。(保育所=7件、幼保連携型認定こども園=3件)
三朝町	3	1	2	1	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
湯梨浜町	3	1	2	2	15	5	1	4	4	8	2	2	0	2	4	○	
琴浦町	6	3	3	3	13	1	1	0	1	7	2	0	2	2	2	○	
北栄町	1	0	1	0	0	5	3	2	4	19	1	0	1	0	0	○	
計	35	17	18	17	116	15	6	9	10	43	15	5	10	5	7	5	

## (2) 届出保育施設に対する指導監査の状況

## \* 対象施設の選定方針

前記(1)の実施要綱に基づき指導監査を実施した。

・立入調査……毎年1回、抜き打ち調査……3年に1回

(単位：施設、件) (平成31年3月31日現在)

区分	施設数	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
			施設数	件数	
定期調査	5	5	0	0	なし
抜き打ち調査	5	1	0	0	なし

注 鳥取県では認可外保育施設を届出保育施設と呼称している。

## (3) 母子世帯の施設入所状況

(単位：世帯、人) (平成31年3月31日現在)

施設の種類	施設名	前年度末現在	本年度中		本年度末現在	備考
			入所	退所		
母子生活	倉明園	1(2)	1(2)	0(0)	2(4)	
支援施設	つくし	1(2)	0(0)	1(2)	0(0)	
計		2(4)	1(2)	1(2)	2(4)	

26 母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況

(1) 母子・父子自立支援員活動状況

相談指導事項		生活一般				児童				生活支援						その他					(単位:件)																		
		住	医	家 庭 紛 争	就 職	結 婚	そ の 他	小	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	小	子 福 祉 資 金	父 子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	公 的 年 金	児 童 扶 養 手 当	生 活 保 護		税	そ の 他	小	た ば こ 販 売	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅	母 子 父 子 福 祉 施 設 の 利 用	母 子 生 活 支 援 施 設	小										
0	0	0	0	1	44	0	12	57	0	0	0	0	0	6	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0	0	0	0	0	0	142
件数		17日/月				30日				関係機関連絡延件数				62件		会議出席回数		18回																					

(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) 貸付状況 (平成31年3月31日現在)

区分	新 規 分				継 続 分				貸 付 実 行 合 計		償 付 不 承 認 人 数 A-B		
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付		人数	金額 (C+D)			
	人数	金額 (A)	人数	金額 (B)	人数	金額 (C)	人数	金額 (D)					
事業開始資金													
事業継続資金													
修学資金	5	11,116,800		11,116,800	5	2,816,400	7	5,544,000	12	8,360,400			
高校	1	684,000		684,000	1	228,000	1	78,000	2	306,000			
短大・専修(専門)	2	4,482,000		4,482,000	2	1,494,000	2	1,650,000	4	3,144,000			
大学	2	5,950,800		5,950,800	2	1,094,400	4	3,816,000	6	4,910,400			
専修(一般)													
技能習得資金													
修業資金													
就職支度資金													
医療介護資金													
生活資金													
住宅資金													
転学資金	1	238,860		238,860	1	238,860			1	238,860			
就学支度資金													
高校													
短大・専修(専門)													
大学													
結婚資金													
合 計	6	11,355,660	6	11,355,660	6	3,055,260	7	5,544,000	13	8,599,260			
区分	前年度末貸付残高 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定額 (C)		本年度の調定等の内訳		本年度未償還 収入未済額 (C-D-E-F)		本年度未償還 期未到来分 (A+B-C(現年度分))	回収率 (D/C)%	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)				
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額				
元金													
過年度分													
現年度分													
小 計		127,211,101		8,599,260		17,797,362		12,655,581		0		122,707,918	71.11
過年度分						31,490		8,176		0		23,314	25.96
現年度分						4,014		1,128		0		2,886	28.10
小 計						35,504		9,304		0		26,200	26.21
合 計		127,211,101		8,599,260		17,832,866		12,664,885		0		122,707,918	71.02
そ の 他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合は、その額とその理由を記載してください)。												

注 違約金(延滞金)は含まない。

(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (平成31年3月31日現在)

区分	貸付状況				償還状況				貸付不承認人数 (A-B)
	新規分		継続分		新規分		継続分		
	貸付申込 人数	貸付決定 人数	貸付決定 金額	当年度貸付 人数	当年度貸付 金額	貸付実行 人数	貸付実行 金額		
事業開始資金									
事業継続資金									
修学資金									
高校									
短大・専修(専門)									
大学									
専修(一般)									
技能習得資金									
修業資金									
就職支度資金									
医療介護資金									
生活資金									
住宅資金									
転宅資金									
就学支度資金									
高校									
短大・専修(専門)									
大学									
結婚資金									
合計									
区分	前年度未貸付残高 (A)	本年度貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳			本年度未償還 期未到来分 (A+B-C(現年度分))	本年度未 収入未済額 (C-D-E-F)	回収率 (D/C)%	
			調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)				償還免除額 (F)
元金									
過年度分									
現年度分			192,468	176,429	0	0	16,039	91.67	
小計	1,297,674		192,468	176,429	0	0	16,039	91.67	
過年度分									
現年度分									
小計									
合計	1,297,674		192,468	176,429	0	0	16,039	91.67	
その他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合は、その額とその理由を記載してください)。								

注 違約金(延滞金)は含まない。

(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) 貸付状況 (平成31年3月31日現在)

区分	新 規 分			続 続 分			貸 付 実 行 合 計			償 還 未 償 還 期 未 到 来 分 (A+B-C(前年度分))	本年 度 未 償 還 期 未 到 来 分 (A+B)	本年 度 未 償 還 期 未 到 来 分 (D/C)%
	貸付申込		貸付決定	当年度貸付		当年度貸付	合計		償還免除額 (F)			
	人数	金額 (A)	人数	金額 (B)	人数	金額 (C)	人数	金額 (C+D)				
事業開始資金												
事業継続資金												
修学資金												
高校												
短大・専修(専門)												
大学												
専修(一般)												
技能習得資金												
修業資金												
就職支度資金												
医療介護資金												
生活資金												
住宅資金												
転宅資金												
就学支度資金												
高校												
短大・専修(専門)												
大学												
結婚資金												
合 計												
区分	前年度未償還期未到来分 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳			本年 度 未 償 還 期 未 到 来 分 (A+B-C(前年度分))	本年 度 未 償 還 期 未 到 来 分 (D/C)%			
	7,930,977		7,930,977		調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)					
	7,930,977		7,930,977							収入未済額 (C-D-E-F)		
元金					630,200	195,200	0	435,000	30.97			
現年度分					1,051,515	765,050	0	286,465	72.76			
小 計					1,681,715	960,250	0	721,465	57.10			
利息							0	0	-			
現年度分							0	0				
小 計							0	0				
合 計					1,681,715	960,250	0	721,465	57.10			
そ の 他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合は、その額とその理由を記載してください)。											

27 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況 (単位：件、人) (平成31年3月31日現在)

区分	月平均 町村 ヶ一ス数	前年度 繰越 件数	申請等の処理			年度末 未処理 件数
			申請 受理 受	却下 取下げ	申請 開始 人員	
H26年度	34	1	8	1	6	6
H27年度	35	1	8	2	7	7
H28年度	33	0	2	0	2	11
H29年度	29	0	5	0	5	4
H30年度	28	0	4	0	4	5

・当事務所現業員 (1)人

(2) 保護の状況 (単位：円、人) (平成31年3月31日現在)

区分	被保 護世 帯数	被保護 人員	保護率	保護費	扶 助 の 内 訳						そ の 他					
					生活扶助 金額	人員	住宅扶助 金額	人員	教育扶助 金額	人員	医療扶助 金額	人員	介護扶助 金額	人員	金額	人員
H26年度	34	50	7.4	32,484,837	17,407,838	549	7,194,790	385	521,342	30	400,962	532	14,580	140	6,279,000 施他 666,325	47
H27年度	35	51	7.6	32,310,077	17,451,011	497	6,884,463	406	573,582	34	476,670	559	140,240	116	6,603,828 施他 180,283	36
H28年度	33	46	7.0	28,614,463	14,743,649	466	6,060,541	342	295,347	15	295,918	510	0	82	6,865,008 施他 354,000	36
H29年度	28	39	6.1	26,997,010	13,907,874	437	5,490,002	310	0	0	262,135	417	29,324	64	6,784,389 施他 523,286	36
H30年度	28	37	5.9	24,688,850	14,198,570	404	4,745,298	276	0	0	191,970	366	10,001	78	4,867,264 施他 675,747	31

28 社会福祉施設に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、下表のとおり対象施設を選定した。

区 分		対象施設
特別養護 老人ホーム	実地監査	近年実地監査を実施していない施設
養護 老人ホーム	実地監査	前年度書面監査を実施した施設
軽費 老人ホーム	実地監査	前年度監査において、不備等問題の多かった施設
	書面監査	上記実地監査以外の施設

\* 指導監査実施体制

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。また、社会福祉法人に対する指導強化の観点から福祉監査指導課の法人指導監査員の同行もあり、主に会計面の指導をした。

\* 当年度重点指導監査事項

- ①入所者処遇の充実（処遇計画・記録、食事提供、衛生管理、健康管理の状況）
- ②施設の運営管理体制の確立（人員配置、会計管理の状況）
- ③非常災害（風水害・地震等の災害）時の警戒避難体制の整備状況

（単位：施設、件）（平成31年3月31日現在）

区 分	指 導 施設数	改善指導事項		主 な 改 善 指 導 事 項 の 概 要
		施設数	件 数	
老人福祉 施設	13 (特養2) (養護2) (軽費9)	4 (特養1) (養護0) (軽費3)	9 (特養1) (養護0) (軽費8)	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置 すること。

29 特定給食施設に対する指導の状況

\* 対象施設の選定方針

（注） 指導対象施設を選定する上での方針（指針、基準、計画などの概要）を記載すること。

病院：医療法第25条第1項に基づく病院立入監査に同行

児童福祉施設：児童福祉行政指導監査に同行

\* 指導監査実施体制

病院：管理栄養士が給食部門を担当

児童福祉施設：管理栄養士が給食、食育部門を担当

\* 当年度重点指導監査事項

病院：衛生管理、栄養管理の現状確認

児童福祉施設：衛生管理、栄養管理、アレルギー対応の現状確認、食育活動実施状況の確認

（単位：施設、件）（平成31年3月31日現在）

区 分	指 導 施設数	改善指導事項		主 な 改 善 指 導 事 項 の 概 要
		施設数	件 数	
特定給食 施設	9	1	5	・食中毒対応マニュアルの改訂を行うこと ・3歳以上児の給与栄養量を確認、記録を整備すること ・保存食の保管方法を見直すこと ・給食提供に関する記録は夏休み中であっても適切に行うこと ・検食は園児喫食前までに実施すること * いずれも児童福祉施設



その他 給食施設	6	2	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定献立表を適切に作成し、保管すること</li> <li>・ アレルギー対応除去食に関する記録を整備すること</li> <li>・ 厨房内の調理機器等を安全かつ衛生的に使用できるよう修繕等を行うこと</li> <li>・ 厨房内の温度管理を適切に行うこと</li> <li>・ 土曜日の給食の調理担当者が検便実施者であることを確認し、担当者に関する記録を行うこと</li> </ul> <p>* いずれも児童福祉施設</p>
-------------	---	---	---	---

### 30 食品表示に関する指導の状況

(単位：施設、件) (平成31年3月31日現在)

区分	相談受付 食品数	指導・助言 件数	主な指導・助言の概要
食品表示法 (栄養成分表示、 機能性表示食品)	61	52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示法に基づく栄養成分表示の義務化、移行期間等制度全般に関する内容について説明し、移行期間中に対応が必要な事項(栄養成分表示の方法、表記する数値の求め方等具体的な表示内容等)について助言</li> <li>・ 既に新基準が適応される生鮮食品について、栄養成分表示方法を指導</li> </ul>
健康増進法 (特別用途食品、 誇大表示等)	10	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康増進法第31条第1項で定める虚偽誇大表示の禁止について、健康増進効果等、事実と相違する表示、人を誤認させる表示内容等について説明し、適切な表示内容への対応を助言</li> </ul>

### 31 健康に関する事業の実施状況

- 注 (1) 共通様式の「主な事業に関する調べ」に記載した事業については、その旨を表示し、記載は極力省略すること。
- (2) 事業概要、成果、今後の課題等について記載すること。  
(表を作成する場合は、概要を効果的に説明できるものとする。)

#### (1) 健康づくり文化創造事業

##### ○キャンペーン事業

5月31日の「世界禁煙デー」に併せ、受動喫煙の害等、住民に対する普及啓発事業の一環として、関係機関と実行委員会形式でキャンペーン事業を実施した。

##### <実施状況>

事業名	内容
世界禁煙デー関連イベント	<p>【平成30年度世界禁煙デーイベント2018 in 鳥取】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日時 平成30年5月27日(日) 午前11時30分から午後5時</li> <li>○会場 倉吉未来中心アトリウム</li> <li>○内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パネル展示</li> <li>・ 啓発チラシ配布 (※延べ500名)</li> </ul> </li> </ul>

##### ○糖尿病予防対策連携強化事業

糖尿病対策推進のため、中部圏域市町の糖尿病担当者及び県機関の担当者が参加し、平成30年度作成の「鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を中心とした協議等を行った。

##### <実施状況>

会議名	平成30年度中部圏域糖尿病対策担当者会議
開催日 場所 参加者	平成30年12月21日(金) 午前9時30分から11時30分まで 中部総合事務所2号館 保健指導室 各市町、県庁医療・保険課及び健康政策課、中部総合事務所福祉保健局 15名

概要	糖尿病性腎症重症化予防の取組状況についての情報交換及び「鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」実施に向けた課題等についての協議を実施
----	---

(2) 女性の健康づくり支援事業

生涯を通じて女性の健康の保持を図ることを目的として、思春期から更年期までの女性を対象に保健師等による相談事業を実施。

<実績>

一般相談（電話・面接）

相談内容	相談件数
思 春 期	0
不 妊	203
更 年 期	0
そ の 他	3
合 計	206

(3) 母子保健事業

中部圏域における切れ目のない子育て支援体制の整備を図るため、各市町での母子保健体制の情報共有・情報交換の機会を設ける。

<実施状況>

実績なし

(4) 思春期保健事業

思春期の健康問題の一つである性の問題（人工妊娠中絶・性感染症）について、関係機関と連携・協働して正しい知識の普及啓発を行い、思春期保健の推進を図った。

<実施状況>

項 目	内 容
中部管内の思春期に関する相談窓口カードの作成配布	7,300部を管内中・高等学校、思春期支援関係機関に配布

(5) 不妊治療費助成金交付事業

（単位：件）

区 分	申請件数	交付決定件数
特定不妊治療費助成金	160	160
人工授精助成金	32	32
不妊検査費用助成金	11	11
計	203	203

(6) 食育推進普及事業

○平成30年度食育地域ネットワーク強化事業

「食のみやことっとり～食育プラン（第3次）～」に基づき食育活動を推進するため、「子どもの頃からの健全な食習慣の確立」をテーマとし、食育実践者同士のネットワークづくり、指導者育成を図るための交流会を開催した。

<実施状況>

会議名	平成30年度中部圏域食育推進ネットワーク交流会
開催日 場所 参加者	平成31年2月14日（木）午後1時30分から4時まで 中部総合事務所 講堂 食生活改善推進員、保育所・こども園・学校職員、行政担当者等 67名

内容	○活動紹介 ・家族揃ってうす味習慣—離乳食講習会における減塩指導 （倉吉市保健センター森本主任栄養士） ・朝食実態調査の取組と手作り紙芝居による啓発活動 （鳥取県食生活改善推進員連絡協議会 河本副会長） ○講演「高血圧の芽を摘むため、地域で子どもや若者の減塩をプロデュースする」 講師：日下医院 院長 日下美穂 氏
----	---

## (7) 歯科保健事業

### ①歯と口腔の健康づくり推進事業

#### (ア) デンタルプロフェッショナル派遣事業

生涯における歯と口腔の健康づくりを推進するため、モデル小学校において学校歯科医と連携して課題の分析や歯科保健指導等を行った。

<実施状況>

モデル校名	内容
琴浦町立聖郷小学校 （2年生：19名）  【モデル期間】 平成30年度～3年間	【1回目】 ○日時：10月4日（木）3限（10:20～11:05） ○場所：聖郷小学校 家庭科室 ○内容：歯みがきのプロになろう（初級編）～むし歯の原因を知ろう～ 講話（むし歯の原因を知ろう、歯科クイズ等）、だ液検査（RDテスト）、 歯垢染め出し、歯みがき指導（鈴つき）  【2回目】 ○日時：12月6日（木）3限（10:40～11:25） ○場所：聖郷小学校 ランチルーム ○内容：歯みがきのプロになろう（初級編）～よくかむことの大切さを知ろう～ 講話（よくかむことの大切さを知ろう）、咀嚼力判定ガム、 お口を使った遊び等

#### (イ) 職域・地域における歯周疾患健診促進パイロット事業

成人期の歯周病罹患率を減少させ一次予防を促進するため、事業所や地域に日本歯科医師会の「生活歯援プログラム」を導入し、歯周病スクリーニング唾液検査や歯科保健指導を行い、成人期の歯科保健対策の強化を図った。

<実施状況>

地域・事業所名		内 容
地 域	○北栄町 （21名、食生活改善推進員養成講座） ○琴浦町 （20名、食生活改善推進員養成講座）	・歯科保健教育、歯科保健指導（集団） ・生活歯援プログラムの活用・普及（3ヶ月後に評価） ・歯周病だ液検査 ・歯科保健レター（歯っぴー通信）の発行
事業所	○株式会社アークス（北栄町） （60名）	

### ②8020運動推進事業

#### (ア) 中部地域歯科保健推進協議会（年1回）

関係団体が緊密な連携を図り、生涯を通じた住民の歯科保健を推進する。

<実施状況>

	内 容
日 時	10月29日（月） 午後1時30分から3時まで
場 所	中部総合事務所1号館B棟 入札室（倉吉市東巖城町2）
参加者	17名（委員6名（欠席4名）、オブザーバー（市町）7名、事務局4名）

内容	<p>(1) 報告事項</p> <p>ア 各種歯科健診データの状況</p> <p>イ 県モデル事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デンタルプロフェッショナル派遣事業</li> <li>・職域・地域における歯周疾患検診促進パイロット事業</li> </ul> <p>ウ 市町歯科保健事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町歯科保健事業（妊娠期～高齢期）</li> <li>・むし歯予防フッ化物洗口事業</li> </ul> <p>(2) 協議事項</p> <p>鳥取県健康づくり文化創造プラン（第三次）に基づく推進方策の検討について</p> <p>ア むし歯予防対策について</p> <p>イ 歯周疾患検診の受診率向上について</p> <p>*各種歯科健診結果から中部地域における歯科保健の現状把握し、課題を共有  *学齢期のむし歯予防、う歯治療率の向上（フッ化物洗口の取組、未治療の理由等）  *歯周疾患検診（40, 50, 60, 70 歳）の受診率が低い→働き盛り世代へのアプローチ必要</p>
----	---

**(イ) 中部地域歯科保健関係者研修会（年1回）**

中部地域の歯科保健関係者等（市町職員、歯科医師、歯科衛生士、保育士、養護教諭等）に必要な専門知識の研修を行うことにより地域の歯科保健の推進と人材育成を図った。

<実施状況>

日時・場所・参加者数	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年1月24日（木） 13時30分～15時30分</li> <li>・中部総合事務所1号館B棟2階 第205会議室</li> <li>・参加者24名</li> </ul>	<p>今年度のテーマは、中部地域歯科保健推進協議会の委員から「障がい者歯科」をテーマにと要望があり開催。</p> <p>（行政説明「障がい者等歯科医療技術者養成事業について」  福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 森安係長  （講演）「県内の障がい者歯科の取組みについて」  講師 中部歯科医師会 桑名 慎太郎 氏  （パープル歯科クリニック）</p>

**(ウ) 中部地都市町歯科保健担当者会（年1回）**

地域歯科保健対策を効率よく進めるため、課題の検討や情報交換を行った。

<実施状況>

日 時	平成30年9月19日（水） 午前9時30分から11時30分まで
会 場	中部総合事務所福祉保健局2階保健指導室
出席者	9名（市町7名、福祉保健局2名）
内 容	<p>(1) 各種歯科健診データの状況  （1歳6ヶ月児、3～5歳児、小学生、中学生、歯周疾患検診結果）</p> <p>(2) 歯科保健事業の実施状況</p> <p>①歯と口の健康づくり推進事業（県モデル事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デンタルプロフェッショナル派遣事業</li> <li>・職域・地域における歯周疾患検診促進パイロット事業</li> <li>・歯科健康教育ツールの紹介  （RDテスト、ペリオスクリーン、生活歯援プログラム等）</li> </ul> <p>②市町歯科保健事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町歯科保健事業 妊産婦～高齢期</li> <li>・むし歯予防フッ化物洗口事業</li> </ul>

(エ) 中部圏域におけるよい歯のコンクール

中部地区市町から推薦のあったよい歯の親子を審査・表彰し、8020運動の普及啓発を図った。

<実施状況>

日時・場所・参加者数	内 容						
・平成30年6月5日(火) 午後1時30分～2時20分 まで ・中部総合事務所2号館2階 保健指導室	○推薦状況 平成29年度3歳児歯科健診						
	市町名	中部	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町
	受診者	813人	341人	43人	150人	156人	123人
	推薦組	6組	1組	2組	1組	1組	1組
	○参加組数 6組(母子5、父子1)						
	○審査結果 最優秀組 母子1組(三朝町)、父子1組(三朝町) →2組を県審査へ推薦(県審査:7月5日(木))						

(8) がん対策推進事業

中部地区のがん死亡率低下を目指し、地域の特性に応じたがん対策の取組を中部の関係機関が一丸となって推進する。

①中部地区がん検診受診率向上推進事業

「主な事業に関する調べ」に記載

②出張がん予防教室

各世代に応じた、がんに対する正しい知識を身につけるために、がん予防教室を実施する学校や企業に対し講師派遣や教材の提供を行う。

<実施状況>

学校関係：7回 企業関係：0回

③がん検診推進パートナー企業認定

従業員をがんから守るために、がん対策に取り組む企業をパートナー企業として認定し、企業と連携したがん検診受診率向上に取り組む。(平成31年3月31日現在)

<認定状況> 訪問企業30件 →企業認定 24件

④鳥取県がん先進医療費利子補給事業

がん治療を受ける患者の経済的負担を軽減し、より多くの県民ががんの先進医療を受けることができるよう、金融機関からがんの先進医療に係る費用の融資を受けた者に対し、利子補給金を交付する。

<実施状況>

助成件数：1件 (今年度新規申請はなし)

(9) がん患者社会参加応援事業

がん治療による外見変貌によるがん患者の心理的負担を軽減すると共に社会参加を促進し療養生活の質の向上を図ることを目的とし、補整具の購入の一部を助成する。

ウィッグ・補整下着購入費用補助制度(単位:件)(平成31年3月31日現在)

区分	申請件数	交付決定件数
ウィッグ	28	28
補整下着	6	6
計	34	34

## (10) 医療相談等対応状況

(単位：件) (平成31年3月31日現在)

相談件数	相談内容 (重複あり)					
	治療	薬剤	接遇	料金	事故	その他
31	11	1	5	1	0	13

## 3.2 医療施設等の検査等の状況

## (1) 医療関係施設の立入検査の状況

## \* 対象施設の選定方針

病院：原則1回/1年。ただし、前年度文書指摘事項のない病院は省略可とする。

診療所：無床1回/5年、有床1回/2～3年。自己点検表を検査対象医療機関に配布、回収し、記載内容等を基に立入検査を実施する。

## \* 検査実施体制

病院：保健所長(福祉保健局副局長)、その他7名程度の職員が部門ごと(診療、管理、薬剤、給食、放射線、看護、廃棄物)に検査する。

診療所：医薬担当を中心とし、必要に応じ専門職員の応援のもと検査する。

## \* 当年度重点検査事項

病院：院内感染対策

診療所：安全管理体制の確保、院内感染対策

(単位：施設、件) (平成31年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不備事項等の概要			主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					処分	告発	指導	
病院	10	9	2	2	0	0	5	・開設許可事項変更許可申請未提出(病院=1件、歯科診療所=1件) ・医療機器安全管理責任者の未配置(病院=1件) ・劇物の貯蔵場所に「医薬用外劇物」の表示がない。(診療所=6件)等
一般診療所	54	21	10	15	0	0	16	
歯科診療所	29	8	5	6	0	0	8	
衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	
その他	40	5	0	0	0	0	0	
合計	133	43	17	23	0	0	29	

(2) 薬事監視の状況

\* 対象施設の選定方針

平成30年度も薬事関係等事業計画に基づき監視業務を実施した。

監視目標率は、薬局、卸売業者、店舗販売業は、5割、高度管理医療機器等販売業者は1割、毒物劇物販売業者は3割、業務上取扱者は年間5施設を目途に立入検査を行うこととなっている。

\* 検査実施体制

毒物劇物については年に1回、各総合事務所福祉保健局、生活環境局、県庁くらしの安心推進課、医療・保険課と合同で監視を行った。

\* 当年度重点検査事項

平成30年度は、監視率の悪い店舗販売業について積極的に監視を行った。

(単位：施設、件) (平成31年3月31日現在)

区 分	対象施設数	検査施設数	違反等の件数等		違反事項等の概要				主な不備事項等の概要	
			施設数	件数	処分等件数					
					処分	告発	始末書	その他		
医薬品	薬 局	58	46	1	1			1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理薬剤師の兼務違反 (薬局=1件)</li> <li>・無許可販売 (高度管理医療機器等販売業者=1件)</li> <li>・無登録販売 (毒物劇物一般販売業者=1件)</li> </ul>
	製 造 専 業									
	製 造 専 業	4	4							
	製 造 販 売 専 業									
	製 造 販 売 専 業	4	4							
	一 般 販 売 業									
	卸 売 販 売 業	11	7							
	店 舗 販 売 業	24	13							
	薬 種 商 販 売 業	1	0							
	特 例 販 売 業	0	0							
	配 置 販 売 業	1	0							
	配 置 従 事 者									
業 務 上 取 扱 施 設										
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業	1	1								
医薬部外品	製 造 業									
	製 造 販 売 業									
	販 売 業		15							
	業 務 上 取 扱 施 設		30							
化粧品	製 造 業									
	製 造 販 売 業									
	販 売 業		5							
	業 務 上 取 扱 施 設		0							
医療機器	製 造	3	0							
	製 造 販 売 業	2	0							
	高 度 医 療 機 器 販 売 等	37	14	1	1			1		
	管 理 医 療 機 器 販 売 等	266	46							
	修 理 業	1	0							
業 務 上 取 扱 施 設										
毒物劇物	製 業									
	一 般 販 売 業	54	22	1	1			1		
	農 業 用 品 目 販 売 業	26	14							
	特 定 品 目 販 売 業									
業 務 上 取 扱 者										
合 計	493	221	3	3			3			

### 3.3 感染症等に関する業務の状況

#### (1) 結核予防の状況

##### ア 結核登録者の状況

(単位：人) (平成31年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
H26年度	18 (6)	0 (0)	2 (1)	20 (7)	9 (2)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	14 (2)	34 (8)
H27年度	22 (2)	0 (0)	1 (1)	23 (3)	6 (0)	8 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	17 (2)	40 (9)
H28年度	19 (4)	0 (0)	0 (0)	19 (4)	15 (4)	6 (0)	1 (1)	3 (2)	3 (2)	28 (9)	31 (4)
H29年度	15 (4)	0 (0)	0 (0)	15 (4)	7 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (3)	14 (3)	32 (5)
H30年度	11 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (3)	11 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	14 (4)	29 (4)

##### イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況

(単位：人) (平成31年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ツベルチン反応	胸部エックス線撮影者数	結核菌検査者数		IGRA検査者数	被発見者数	
					とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健診	保健所								
	委託	22		4			18		
	その他	1		1					
	計	23		5	1	1	18		
・実対象人数：18人 実受診者数：17人 ・受診率：94.4%									
結核登録者精密検査	保健所								
	委託	33		33	2	2			
	その他	3		3					
	計	36		36	2	2			
・実対象人数：27人 実受診者数25人 ・受診率：92.6%									
計	保健所								
	委託	55		37	2	2	18		
	その他	4		4					
	計	59		41	2	2	18		
・実対象人数：45人 実受診者数：42人 ・受診率：93.3%									



(2) 感染症の発生等の状況（結核を除く）

（単位：件、人）（平成31年3月31日現在）

区分	発生状況			疫学調査件数				集団発生件数	備考
	件数	患者数	死亡者数	調査件数	調査人数	検査件数	発見患者数		
3類	腸管出血性大腸菌	6	6	0	6	19	29	0	(-)
4類	レジオネラ症	1	1	0	1	1	0	0	(-)
5類	アメーバ赤痢	1	1	0	0	0	0	0	(-)
5類	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1	1	0	0	0	0	0	(-)
5類	侵襲性肺炎球菌感染症	3	3	0	0	0	0	0	(-)
5類	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1	0	0	0	0	0	(-)
5類	百日咳	2	2	0	0	0	0	0	(-)
5類	梅毒	2	2	0	0	0	0	0	(-)
5類	風しん	4	4	0	4	18	4	1	(-)
5類	麻しん	2	2	0	2	9	2	0	(-)
計		23	23	0	13	47	35	1	0

(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況

（単位：人）（平成31年3月31日現在）

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計			
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
相談	電話	17	0	17	15	0	15	15	0	15	47	0	47
	来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(迅速検査再掲)		(19)	(15)	(34)									
検査		37	29	66	23	28	51	24	28	52	84	85	169

(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況

（単位：人）（平成31年3月31日現在）

相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)	肝炎治療特別推進事業	
		肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・インターフェロンフリー・核酸アナログ製剤治療費申請件数
7	30 (10)	267	(38)
		肝炎がん・重度肝硬変治療研究促進事業	
		参加証交付件数 (新規件数再掲)	償還払件数
		0	(0)

(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況

（単位：件）（平成31年3月31日現在）

件数	感染制御相談						会議	研修会
	相談区分（重複あり）							
	感染症全般	感染症事例	感染管理組織	感染予防技術	環境管理	その他		
							回数：1 (H31.1.24) 内容： 【報告】 ・鳥取県感染制御地域支援ネットワーク会議の報告 ・鳥取県感染症発生動向調査事業の変更 【意見交換】 ・中部圏域の感染症発生状況 ・各病院の院内感染対策への取り組み状況	回数：1回 (H31.1.24) 内容： 【講演】 「麻疹・風疹の発生状況と蔓延対策」 【講師】 鳥取大学医学部 景山誠二教授

3 4 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (平成31年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手当受給者数				
		医療特別手 当	特別手当	健康管理手 当	保健手当	介護手当
H26年度	49	0	0	45	2	0
H27年度	41	0	0	37	2	0
H28年度	37	0	0	33	2	0
H29年度	31	0	0	27	2	0
H30年度	28	0	0	24	2	0

3 5 難病患者の状況

(1) 受給者証所持者の状況

(単位：人) (平成31年3月31日現在)

区分	特定医療費（指 定難病）医療受 給者証所持者数	鳥取県在宅人工 呼吸器患者支 援事業利用患者数	小児慢性特定疾病医 療費医療受給者証所 持者数	先天性血液凝固因 子障害等医療受給 者証所持者数
H26年度	825	4	80	4
H27年度	874	4	83	5
H28年度	860	5	90	3
H29年度	745	5	87	4
H30年度	761	4	88	4

(2) 難病事業の実施状況

(単位：人) (平成31年3月31日現在)

区分	回数・内容	参加者数
難病患者医療相談会	回数：2回（他1回、参加者がなく中止） 内容：①クローン病 ②ベーチェット病 ③特発性血小板減少性紫斑病	①7人 ②5人 ③中止
訪問指導	内容：要支援患者や家族が抱える日常生活及び療 養生活上の悩み等について保健師等が訪問指導を 行う。	実 3人 延10人
難病連絡会	回数：4回（ALS等在宅療養支援者意見交換会） 参加機関：医療機関・宅介護支援事業所・訪問看護 ステーション・訪問介護ステーション・市町・難病 医療連絡協議会等	1回目 6人 2回目 9人 3回目 8人 4回目 15人
在宅難病患者一時入院	入院医療機関：厚生病院、野島病院、藤井政雄記念 病院 回数：10回	実 3人

### 36 健康教育

(単位：人) (平成31年3月31日現在)

区分	感染症	難病	母子	成人 老人	栄養 健康増進	歯科	医事 薬事	食品	計	再掲	
										地区組織活 動	健康危機管 理
回数	4	3	0	11	8	6	6	2	40	1	
延べ人員	218	72	0	918	326	225	50	128	1,937	50	

### 37 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位：回数、人) (平成31年3月31日現在)

区 分	定 期 相 談			巡 回 相 談			
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数	
H26年度	66	67	339	0	14	14	
H27年度	66	67	333	0	14	14	
H28年度	51	46	262	0	3	3	
H29年度	51	47	281	0	4	4	
H30年度	51	48	269	0	5	5	
内訳	整形	24	23	83	0	5	5
	耳鼻科	12	12	21	0	0	0
	眼科	3	1	2	0	0	0
	内科	12	12	163	0	0	0

### 38 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成31年3月31日現在)

区分	実人員	相談内容 (延)								判定内容 (延)				
		更生 医療	補装 具	身体 障害 者手 帳	職業	施設	生活	その他	計	医学 的判 定	心理 学的 判定	職能 的判 定	その他 の判定	計
来所	240	163	106	6			1	2	278	264				264
巡回	5		5						5					
電話 等	15			11			3	4	18					
合計	260	163	111	17			4	6	301	264				264

39 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (平成31年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H26年度	75	13	11	16	0	11	126
H27年度	64	36	13	13	2	2	130
H28年度	68	26	8	11	0	9	122
H29年度	50	25	12	16	0	48	151
H30年度	65	24	17	13	0	25	144

40 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成31年3月31日現在)

区分	実人員	相談内容(延)									判定内容(延)				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	81	0	0	3	0	3	0	68	27	101	3	65	0	0	68
巡回	20	0	0	0	0	0	0	20	0	20	0	20	0	0	20
電話等	20	1	0	5	0	8	0	15	5	34					
合計	121	1	0	8	0	11	0	103	32	155	3	85	0	0	88